

副

第 22 回黒潮町議会 3 月定例会会議録

平成 30 年 3 月 9 日 開会

平成 30 年 3 月 20 日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 3 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
3 月 9 日	金	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明
3 月 10 日	土	休 会	休 会
3 月 11 日	日	休 会	休 会
3 月 12 日	月	本会議	質疑・委員会付託・委員会
3 月 13 日	火	休 会	委員会
3 月 14 日	水	休 会	委員会
3 月 15 日	木	休 会	委員会
3 月 16 日	金	本会議	一般質問
3 月 17 日	土	休 会	休 会
3 月 18 日	日	休 会	休 会
3 月 19 日	月	本会議	一般質問
3 月 20 日	火	本会議	一般質問・委員長報告・ 委員長報告に対する質疑、討論、採決・閉会

黒潮町告示第 11 号

平成 30 年 3 月第 22 回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 30 年 3 月 2 日

黒潮町長 大 西 勝 也

記

- | | | |
|-----|---|------------------|
| 1 期 | 日 | 平成 30 年 3 月 9 日 |
| 2 場 | 所 | 黒潮町本庁舎 3 階 議会議事堂 |

平成30年3月9日(金曜日)

(会議第1日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	矢野昭三	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	山崎正男		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
町参事	北岸英敏	総務課長	宮川茂俊
情報防災課長	徳廣誠司	税務課長	尾崎憲二
住民課長	藤本浩之	健康福祉課長	川村一秋
農業振興課長		まちづくり課長	金子伸
産業推進室長	門田政史	地域住民課長	矢野雅彦
海洋森林課長	今西文明	建設課長	森田貞男
会計管理者	小橋智恵美	教育長	坂本勝
教育次長	畦地和也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

5番 澳本哲也

6番 宮川徳光

議 事 日 程 第 1 号

平成30年3月9日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第124号から議案第126号まで
(提案理由の説明、採決)

日程第4 議案第127号及び議案第128号
(提案理由の説明、採決)

日程第5 議案第67号から議案第123号まで
(提案理由の説明)

●町長から提出された議案

- 議案第 67 号 黒潮町条例の用字、用語等の整備に関する条例の制定について
- 議案第 68 号 黒潮町特別職の職員の給与の特例に関する条例等を廃止する条例について
- 議案第 69 号 黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 70 号 黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 71 号 黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 72 号 黒潮町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 議案第 73 号 黒潮町行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 74 号 黒潮町共用財産管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第 75 号 黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議案第 76 号 黒潮町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 77 号 黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 78 号 黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 79 号 佐賀町同和小口資金貸付基金条例を廃止する条例について
- 議案第 80 号 黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 81 号 黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 82 号 黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 83 号 黒潮町在宅介護手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 84 号 黒潮町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の制定について
- 議案第 85 号 黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例について
- 議案第 86 号 黒潮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例について
- 議案第 87 号 黒潮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例について
- 議案第 88 号 黒潮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 89 号 黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 90 号 黒潮町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 91 号 黒潮町さが交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 92 号 黒潮町地域特産品処理加工施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 93 号 黒潮町環境ふれあい交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 94 号 黒潮町林業総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 95 号 黒潮町教育研究所設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 96 号 黒潮町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 97 号 黒潮町少年補導育成センター設置条例の一部を改正する条例について

議案第 98 号	黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例について
議案第 99 号	黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 100 号	黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 101 号	平成 29 年度黒潮町一般会計補正予算について
議案第 102 号	平成 29 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について
議案第 103 号	平成 29 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について
議案第 104 号	平成 29 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
議案第 105 号	平成 29 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について
議案第 106 号	平成 29 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について
議案第 107 号	平成 29 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について
議案第 108 号	平成 30 年度黒潮町一般会計予算について
議案第 109 号	平成 30 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
議案第 110 号	平成 30 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について
議案第 111 号	平成 30 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について
議案第 112 号	平成 30 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について
議案第 113 号	平成 30 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について
議案第 114 号	平成 30 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について
議案第 115 号	平成 30 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について
議案第 116 号	平成 30 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について
議案第 117 号	平成 30 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について
議案第 118 号	平成 30 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算について
議案第 119 号	平成 30 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について
議案第 120 号	平成 30 年度黒潮町水道事業特別会計予算について
議案第 121 号	黒潮町環境ふれあい交流施設に係る指定管理者の指定について
議案第 122 号	黒潮町立佐賀児童館に係る指定管理者の指定について
議案第 123 号	黒潮町水産加工施設に係る指定管理者の指定について
議案第 124 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第 125 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第 126 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第 127 号	教育委員会委員の任命について
議案第 128 号	教育委員会委員の任命について

●委員会に付託した陳情・要請・請願

陳情第 31 号	『「協同労働の協同組合法」(仮称) 早期制定を求める意見書』採択のお願いについて
----------	--

議 事 の 経 過

平成30年3月9日
午前9時00分 開会

議長（山崎正男君）

おはようございます。

ただ今から、平成30年3月第22回黒潮町議会定例会を開催します。

定例会の冒頭に当たり、私の方から一言ごあいさつを申し上げます。

町民の皆さまのおかげで、本年1月9日に議会も新庁舎に移行し、素晴らしい議事堂を完成しました。まず、新庁舎完成までのご苦勞に対し、町長をはじめ執行部の皆さまに感謝を申し上げます。ありがとうございます。

このような立派な議事堂で、新しい時代の町政を見守っていくことは、大変な重責とともに大きな使命感を抱くこととなります。我々は、町民全体の奉仕者として一層身を引き締めて、住民を代表するに恥じない議会の運営、責任を遂行していかなければならないと強く感じています。町民の生活の向上を目指し、黒潮町の躍進と発展のため今後とも誠心誠意努力し、全力で取り組む所存であります。

また、町長はじめ執行部の皆さまとともに協力し、町民の信頼を深めれば、未来に向かって素晴らしい黒潮町を築いていけると確信しています。どうかよろしく申し上げます。

最後になりますが、町民の皆さまのますますのご多幸とご健勝をご祈念し、ごあいさつと致します。

続きまして、これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願ひ致します。

諸般の報告をします。

初めに、報告第24号から28号までが町長から、報告第29号から31号までが監査委員から提出されました。議席に配付していますので、ご確認願ひます。

次に、議長の行動報告書につきましては議席に、また、町長の行動報告書につきましては、全員協議会で配付をしておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長からの発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

本日は、平成30年3月第22回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、全員のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本議会に提案させていただきます議案につきまして、慎重なご審議と適切なお決定を賜りますよう、よろしくお願ひ致します。

それでは、12月議会定例会以降の主な事項につきまして行政報告をさせていただきます。

まず、新庁舎移転および備品譲渡に関する経過報告について報告させていただきます。

庁舎の移転につきましては、事前の取り組みと致しまして、庁舎移転に伴い大量の公文書等の移設が必要な状況であるため、新庁舎への搬入のボリューム調査を行うとともに、文書ファイリングシステムによる移転後

の文書保管体制構築に合わせ、保存年限を経過している公文書の廃棄を全庁挙げて実施を致しました。

移転する公文書につきましては、前年度分と現年度分に限定をし、常時使用する文書等を除き書庫に保管するなど、全職員を挙げて移転時の公文書のスリム化に努め、移転日の前日となります1月6日から8日までの三連休を利用し、新庁舎への移転作業を実施致しました。

また、旧庁舎の閉庁式を1月6日に職員で行うとともに、新庁舎入始め式として、町内の全保育所の年長組の合計56名の園児を招き、新庁舎の見学、風船のプレゼントなどを行い、将来ある子どもたちとともに新庁舎への移転を祝うことができました。

新庁舎の供用開始日であります1月9日には、議員の皆さまにもお越しをいただき、午前8時より開庁式を執り行い、午前8時30分からの通常業務を開始することができました。

このように、無事、新庁舎への移転完了をすることができましたことに対し、議員の皆さまをはじめ、ご協力を賜りました地権者のさま、および工事関係者の皆さまなど、すべての関係者の皆さまにあらためてお礼を申し上げる次第でございます。

なお、正式な庁舎落成式は、新年度に予定をさせていただいております。

また、旧庁舎で使用させていただいておりました不要となった備品等につきましても、住民の皆さまへ譲渡する取り組みを1月10日から14日までの5日間にわたり行い、合計で267件、1,052品の譲渡が仕上がりました。皆さまへ備品を譲渡することにより、有益にご使用いただいているものと考えております。

次に、拳ノ川歯科診療所の再開について報告をさせていただきます。

平成28年9月から、休診を致しておりました拳ノ川歯科診療所につきまして、本年2月20日から診療を再開させていただきました。

診療日は、毎月2回、第2第4火曜日、診療時間は午前9時から12時、午後14時から17時でございます。

関係地域の住民の皆さまには大変なご心配をお掛けしましたが、今後とも、拳ノ川歯科診療所をよろしくお願ひ申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

続きまして、一般会計および特別会計当初予算のご審議をいただくに当たり、町政運営の基本方針および主要施策につきまして、例年ならば施政方針によりご説明をさせていただいているところです。

しかしながら、平成30年度当初予算案につきましては、4月に町長選挙が控えており、住民生活に直接かわわる福祉や教育、継続事業、ならびに国、県などの補助事業の関係で、当初予算に計上しなければならないものなどを計上した骨格予算として提案をさせていただいているため、施政方針は新規事業などの政策的経費を追加し、肉付け予算の提案となります次の議会にその機会を設けたいと考えています。

従いまして、ここでは骨格予算であります一般会計予算の基礎的性質について申し上げます。

総務省が実施する、住民基本台帳に基づく人口、人口動態および世帯数調査によりますと、本町の人口は近年では毎年約2パーセントずつ減少しており、調査表の基準日が1月1日となった平成26年以降で見ますと、この3年間で787人、6.3パーセントの減少となっております。また、高齢化率は平成26年に37.7パーセントであったものが、平成29年には41.7パーセントと、4パーセント増加しております。

このように、人口減少と高齢化が急速に進む中で、本町では防災対策とともに人口減少問題が大きな課題となっており、その対策のため、平成28年1月には黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、計画に基づきながら施策を展開しているところです。

本町を将来にわたって維持発展させていくためには、今ある資源を総動員するとともに、外部資源を有効活用しながら施策の展開が必要です。そのためにも、外部から人や消費を呼び込むとともに、年齢構成の中心と

なりつつある高齢者の皆さまの健康と活躍の場をどのように提供していくかを、施策の中で考えていく必要があります。

このような中で編成させていただきました平成30年度当初予算の概略は、一般会計におきましては前年度比6.9パーセント減の97億5,000万となりました。一般会計に住宅新築資金等貸付事業特別会計、宮川奨学資金特別会計、情報センター特別会計を合計し、会計間の重複分を控除した普通会計の純計額は、前年度比6.8パーセント減の96億7,496万5,000円。すべての特別会計を合算し重複分を控除した純計額は7.5パーセント減の131億6,403万4,000円となっております。

一般会計の歳出を性質別で見ますと、義務的経費は、人件費が職員数の増などにより前年度比2.1パーセント増の15億1,583万円。扶助費は児童手当の減などにより0.4パーセント減の5億9,800万円。公債費は繰上償還の実施による起債残高の減などにより、7.7パーセント減の12億8,684万8,000円。総額で、前年度比2.2パーセント減の34億67万8,000円となりました。

投資的経費は、継続事業であります道路新設改良事業や都市防災総合推進事業などの実施とともに、入野小学校校舎改修事業の本体工事の実施などにより、前年度比6.9パーセント増の18億9,951万2,000円となっております。

その他の経費のうち物件費は、新庁舎移転に伴う備品購入費の減や地籍調査委託の減などにより、前年度比11.1パーセント減の15億4,624万5,000円に。補助費等は、水道事業会計繰出金や幡多広域市町村圏事務組合清掃費負担金の減、木造住宅耐震改修補助金の性質別分析の変更などにより、前年度比17.6パーセント減の13億5,920万円に。積立金は、県の津波避難対策等加速化臨時交付金が2カ年での分割交付になったことなどにより、前年度比29.8パーセント減の4億6,313万2,000円に。総額では、前年度比14.7パーセント減の44億4,981万円となりました。

歳入のうち、町税は平成29年度の調定額により前年度比0.2パーセント減の8億2,408万8,000円を、地方交付税は合併算定替えや歳出特別枠の廃止などにより前年度比4.9パーセント減の39億円を見込んでおり、町債では、赤字地方債であります臨時財政対策債を1億8,700万円、過疎対策事業債を4億7,660万円、旧合併特例事業債を3億5,580万円など、総額11億1,930万円を予定しております。

また、平成30年度末の普通会計の地方債残高は147億8,891万4,000円を、基金残高は47億2,134万4,000円を見込んでおり、平成29年度末の実質公債費比率は5.4パーセントの見込みでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番、澳本哲也君、6番、宮川徳光君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月20日までの12日間にしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から3月20日までの12日間に決定しました。

日程第3、議案第124号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、議案第126号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、平成30年3月第22回黒潮町議会定例会へ提案させていただきます議案につきまして、説明させていただきます。

今議会に提案させていただきます議案は、議案第67号、黒潮町条例の用字、用語等の整備に関する条例の制定についてから、議案第128号、教育委員会委員の任命についてまでの62議案でございます。

提案させていただきます議案の内訳は、条例の制定が4件、条例の一部改正が28件、条例の廃止が2件、平成29年度補正予算が7件、平成30年度当初予算が13件、指定管理者の指定が3件、人事案件が5件となっております。

まず、議案第124号、固定資産評価審査委員会委員の選任について説明させていただきます。

固定資産評価審査委員会委員の、黒潮町佐賀1644番地、昭和22年3月27日生まれ、矢野巧さんの任期が平成30年5月15日をもって任期満了となるため、引き続き選任をしたいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

矢野さんは、人望も厚く、広く社会の実情にも通じ、現在も委員を務めていただいております、引き続き委員にお願いをするものでございます。

なお、任期につきましては、平成30年5月16日から平成33年5月15日となっております。

次に、議案第125号、固定資産評価審査委員会委員の選任について説明させていただきます。

固定資産評価審査委員会委員の、黒潮町浮鞭1798番地、昭和24年2月1日生まれ、森博秀さんの任期が、平成30年5月15日をもって任期満了となるため、引き続き選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

森さんは、人望も厚く、広く社会の実情にも通じ、現在も委員を務めていただいております、引き続き委員にお願いをするものでございます。

なお、任期につきましては、平成30年5月16日から平成33年5月15日となっております。

次に、議案第126号、固定資産評価審査委員会委員の選任について説明させていただきます。

固定資産評価審査委員会委員の、黒潮町田野浦980番地1、昭和30年9月3日生まれの野並誠路さんの任期が平成30年5月15日をもって任期満了となるため、引き続き選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

野並さんは、人望も厚く、広く社会の実情にも通じ、現在も委員を務めていただいております、引き続き委員にお願いをするものでございます。

なお、任期につきましては、平成30年5月16日から平成33年5月15日となっております。

以上、ご同意を賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。

また、本案は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。
これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従いまして、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

この採決は、起立によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の起立を求め、起立されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 124 号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

矢野巧君を選任することについて、賛成の方はご起立を願います。

起立全員です。

従いまして、固定資産評価審査委員会委員として、矢野巧君を選任することについて、同意することに決定しました。

次に、議案第 125 号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

森博秀君を選任することについて、賛成の方はご起立を願います。

起立全員です。

従いまして、固定資産評価審査委員会委員として、森博秀君を選任することについて、同意することに決定しました。

次に、議案第 126 号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

野並誠路君を選任することについて、賛成の方は起立願います。

起立全員です。

従いまして、固定資産評価審査委員会委員として、野並誠路君を選任することについて、同意することに決定しました。

これで、採決を終わります。

日程第 4、議案第 127 号、教育委員会委員の任命について、および議案第 128 号、教育委員会委員の任命についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは、議案第 127 号、教育委員会委員の任命について説明させていただきます。

教育委員会委員の、黒潮町鈴 278 番地、昭和 27 年 12 月 13 日生まれの濱田佐恵さんの任期が平成 30 年 3 月 19 日をもって任期満了となるため、引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

濱田さんは、人望も厚く、教育行政の課題解決に取り組んでこられ、現在も委員を務めていただいております。引き続き委員をお願いをするものでございます。

なお、任期につきましては、平成 30 年 3 月 20 日から平成 33 年 3 月 19 日となっております。

次に、議案第 128 号、教育委員会委員の任命について説明させていただきます。

教育委員会委員の、黒潮町入野 944 番地 1、昭和 40 年 10 月 9 日生まれの池田正子さんの任期が平成 30 年 5 月 16 日をもって任期満了となるため、引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第

4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

池田さんは、人望も厚く、教育行政の課題解決にも取り組んでこられ、現在も委員を務めていただいております、引き続き委員をお願いをするものでございます。

なお、任期につきましては、平成 30 年 5 月 16 日から平成 34 年 5 月 15 日となっております。

以上、ご同意を賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。

また、本案は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従いまして、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

これから、採決を行います。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

ただ今の出席議員は 13 人です。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 10 番、森治史君、11 番、池内弘道君を指名します。

初めに、議案第 127 号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なしの声あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

森君および池内君は、投票箱の点検をお願いします。

異常はありませんか。

（なしの声あり）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり濱田佐恵君を任命することに、同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は会議規則第 83 条の規定により、否と見なすこととなります。

1 番議員から順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

森君および池内君は、立ち会いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 13 票。

そのうち、有効投票 13 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成 13 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成全員です。

従いまして、議案第 127 号、教育委員会委員の任命について、濱田佐恵君を任命することについては、原案のとおり同意することに決定致しました。

次に、議案第 128 号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(なしの声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

森君および池内君は、投票箱の点検をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり池田正子君を任命することに、同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により、否と見なすこととなります。

1 番議員から順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

森君および池内君は、立ち会いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 13 票。

そのうち、有効投票 13 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成 13 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成全員です。

従いまして、議案第 128 号、教育委員会委員の任命について、池田正子君を任命することについては、原案のとおり同意することに決定致しました。

これで、採決を終わります。

議場の出入口を開きます。

日程第 5、議案第 67 号、黒潮町条例の用字、用語等の整備に関する条例の制定についてから、議案第 123 号、黒潮町水産加工施設に係る指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、議案第 67 号、黒潮町条例の用字、用語等の整備に関する条例の制定について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、今年度、例規集の内容精査の作業を実施しており、条例等の内容および効力に変更を生じない限度において、各条例を一括して、用字や用語などを統一した表現に整備するために、この条例を制定するものでございます。

次に、議案第 68 号、黒潮町特別職の職員の給与の特例に関する条例等を廃止する条例について説明させていただきます。

この条例の廃止につきましては、例規集の内容精査の作業において、確認された実効性を喪失している条例を一括して廃止するために、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第 69 号、黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、人事院勧告による職員の給与等の改正により、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 70 号、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、例規集の内容精査に伴い、国が定める基準などに準拠するための条例改正でございます。

次に、議案第 71 号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、例規集の内容精査に伴い、国が定める基準などに準拠するための条例改正でございます。

次に、議案第 72 号、黒潮町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律に基づき、職員が外国で勤務等をする配偶者と 3 年を限度として生活を共にすることを可能とする休業制度を盛り込んだ条例を制定するものでございます。

次に、議案第 73 号、黒潮町行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、道路および附属物の占用料金を定める、黒潮町道路、附属物占用及び徴収条例で定める金額と同じ目的で占用する場合は、占有料金の整合性を図る必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 74 号、黒潮町公共用財産管理条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましても、道路および附属物の占用料金を定める、黒潮町道路、附属物占用及び徴収条例で定める金額と同じ目的で占用する場合は、占有料金の整合性を図る必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 75 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

近年の事務量の増大に伴い、限られた人員の中で、各課、係の業務量の均衡を図るとともに、本庁と支所の

人間的なバランスにも配慮し、一部の業務を住民課から地域住民課へ、また、産業推進室から海洋森林課へ移行するなどの条例改正を行うものでございます。

次に、議案第 76 号、黒潮町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、半島振興法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、半島振興対策実施地域の指定を受けた区域の、産業振興促進計画に掲げる業種が整備した設備に係る固定資産税の不均一課税について、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 77 号、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、過疎地域の指定を受けた市町村の区域の、過疎地域自立促進市町村計画に定められた業種が整備した設備に係る固定資産税の課税免除について、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 78 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成 29 年 3 月 27 日に成立し、国民健康保険における財政責任主体が都道府県になることに伴う国民健康保険税の改正部分について平成 30 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 79 号、佐賀町同和小口資金貸付基金条例を廃止する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、条例の整理を行うに当たり、新たな貸付を実施していないなど基金制度の必要性がないため、条例を廃止するものでございます。

次に、議案第 80 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、国民健康保険法の一部を改正するための持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が施行されることにより、都道府県が保険者になることに伴い、黒潮町の国民健康保険の事務と国民健康保険運営協議会の表示の改正を行うものでございます。

次に、議案第 81 号、黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されることにより、高齢者の医療の確保に関する法律に第 55 条の 2 の規定が新設されることに伴い、その条文を追加するため条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 82 号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、介護サービスの必要量の見込み等を踏まえ、介護保険料などが決定される介護保険事業計画の平成 30 年度から平成 32 年度までの第 7 期介護保険事業計画を策定したことから、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 83 号、黒潮町在宅介護手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、名称変更、介護者の明確化、支給期間等の改正が必要なため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 84 号、黒潮町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の制定について説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定による介護保険法の改正により、条例を新たに制定するものでございます。

次に、議案第85号、黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の改正が広範囲にわたっているため、条例の全部を改正するものでございます。

次に、議案第86号、黒潮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、黒潮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の改正が広範囲にわたっているため、条例の全部を改正するものでございます。

次に、議案第87号、黒潮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、黒潮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の改正が広範囲にわたっているため、条例の全部を改正するものでございます。

次に、議案第88号、黒潮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定による介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定や更新、指定内容の変更届、体制届の受理、実地指導等の事務は、平成30年4月1日以降、市町村が実施することとされ、高知県から市町村に権限委譲されたことにより条例を新たに制定するものでございます。

次に、議案第89号、黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、他の縫製作業場であります大型共同作業場とは取得した経過が異なることから、使用料の算出方法に違いが判明致しましたので、再計算により均衡を図るとともに、29年度に建設を致しました倉庫建築費等を加えたものに使用料を改正するものでございます。

次に、議案第90号、黒潮町都市公園条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、条文中の表現の改正と都市公園法施行令の改正により、運動施設率の改正を行うものでございます。

次に、議案第91号、黒潮町さが交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、消費税及び地方消費税の取り扱いを明確にするため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 92 号、黒潮町地域特産品処理加工施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、消費税および地方消費税の取り扱いを明確にするため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 93 号、黒潮町環境ふれあい交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、消費税および地方消費税の取り扱いを明確にするため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 94 号、黒潮町林業総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、各条項に係る文言の修正と、消費税および地方消費税の取り扱いを明確にするため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 95 号、黒潮町教育研究所設置条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、黒潮町教育研究所が教育委員会部局とともに新庁舎に移行したことから、その位置を改めるものでございます。

次に、議案第 96 号、黒潮町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、黒潮町条例の内容精査に伴い、定数、任期等を追加および改正するものでございます。

次に、議案第 97 号、黒潮町少年補導育成センター設置条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、黒潮町少年補導育成センターが教育委員会部局の新庁舎に移行したことに合わせ、黒潮町少年補導育成センターが保健福祉センターに移行したことから、その位置を改めるものでございます。

次に、議案第 98 号、黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、新たに佐賀保育所が整備されることに伴い、その位置を改めるものでございます。

次に、議案第 99 号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、項の繰り下がりが発生しましたため、引用条項を改めるものでございます。

次に、議案第 100 号、黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、建築基準法施行令の改正により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、関係条項を改めるものでございます。

次に、議案第 101 号、平成 29 年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ 5 億 2,243 万 2,000 円を減額し、歳入歳出総額を 109 億 828 万 9,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要としましては、それぞれの事業の入札減や、決算見込みによる減額補正が主なものとなっております。

歳出の総務費では、ふるさと納税寄附金につきまして、返礼割合を50パーセントから30パーセントに変更したことにより、寄付金謝礼費用を6,200万円減額。また、各種基金の利子等の積み立てを見込みにより調整し、財政管理費3,267万2,000円の減額を致しております。

民生費では、地域型保育給付が実績見込みにより2,593万1,000円の減額。

衛生費では、医師の給与等について調整をし、3,308万5,000円の国民健康保険直診会計への繰出金の減を行っております。

農林水産業費は、水産業費で、佐賀地区の漁業集落環境整備の事業費確定に伴う国庫補助金の配分の減などにより2,816万4,000円の減。

土木費は、社会資本整備事業において国庫補助金の配分の減額や、入札減などにより1億4,454万7,000円の減額となっております。

教育費は、工事関係の入札減や、事業および補助、給付費等の決算見込みによる清算と不用額の調整を行っており、2,057万円減額となっております。

これに対する歳入は、町税が決算見込みにより974万9,000円の増。国庫支出金、県支出金などは、歳出の補助事業関連の決算見込みにより減額補正を行っており、財政調整基金ならびに減債基金における収支の調整を行わせていただきました。

また、今年度も翌年度に繰り越して使用する繰越明許費を、防災事業を中心に7億7,634万1,000円と致しました。

次に、議案第102号、平成29年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては歳入歳出の増減はなく、歳入歳出予算の総額は2,087万円に変更がございませんが、内容と致しまして、貸付金の減額を同じ歳出の積立金により調整を行うものでございます。

次に、議案第103号、平成29年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ2,604万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億2,745万8,000円とするものでございます。

この減額の主な要因は、人件費の調整と一般職の職員数の減によるものでございます。

次に、議案第104号、平成29年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ1億234万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を23億2,223万7,000円とするものでございます。

この減額の主な要因は、実績による療養給付費などの減額や、確定による共同事業拠出金等の減などによるものでございます。

次に、議案第105号、平成29年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ3,805万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を17億5,404万6,000円とするものでございます。

この減額の主な要因は、これまでの実績から介護保険給付費等の見込み額が確定したことによるものでございます。

次に、議案第106号、平成29年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ119万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,551万9,000円とするものでございます。

この減額の主な要因は、これまでの実績から事務費等について調整を行ったものでございます。

次に、議案第107号、平成29年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ3,342万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,257万1,000円とするものでございます。

この減額の主な要因は、医師の給与に係る経費等について調整を行ったものでございます。

次に、議案第108号、平成30年度黒潮町一般会計予算について説明させていただきます。

平成30年度の予算編成に当りましては、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づくとともに、各次産業従事者の所得向上の取り組みへの支援、一次産業の新規分野開拓への支援、移住者支援施策の着実な実行、切れ目のない子育て支援、地域での健康づくりと健康寿命延伸の取り組み、ソフト面を中心とした防災対策の充実、地域とともに生きる力をはぐくむ教育の充実の7点を重点項目とし、住民ニーズにきめ細かく対応できるよう予算の計上を行ってきたところでございます。

しかしながら、4月の町長選挙を考慮し、義務的経費を中心に、住民生活に直接かかわる福祉や教育、ならびに町道整備、公共施設および住宅の耐震化工事などの継続的事業や、国、県などの補助事業の関係で当初予算に計上しなければならぬものなどを計上した骨格予算とさせていただきました。

まず、収支の状況の概略をご説明致します。

平成30年度一般会計当初予算は97億5,000万円で、前年度比6.9パーセント、額にしまして7億2,000万円の減額となっております。これに、国民健康保険事業特別会計等の11の特別会計予算を加え、重複分を除いた純合計予算は131億6,403万4,000円で、前年度比7.5パーセント、10億6,905万1,000円の減となりました。

この減の要因は、当初予算が骨格予算となったことと併せ、国民健康保険事業が大幅な制度改正により予算が圧縮されたことによるものでございます。

歳入は、自主財源は町税8億2,408万8,000円、繰入金は9億217万2,000円など、25億3,776万3,000円を見込み、依存財源は地方交付税39億円、国庫支出金9億5,742万円、県支出金9億4,511万7,000円など、72億1,223万7,000円を見込んでおります。

町債は11億1,930万円で、そのうち過疎対策事業債は4億7,660万円、旧合併特例事業債は3億5,580万円、緊急防災・減災事業債は9,290万円、赤字地方債であります臨時財政対策債は1億8,700万円などを計画致しました。

繰入金は、普通建設事業の財源として施設等整備基金から7,575万円、防災対策事業の公債費償還分の財源として防災対策加速化基金から8,637万円、ふるさと納税寄附金を原資とするふるさと納税基金から2億5,000円、公債費償還のために減債基金から1億円、財源不足を補うための財政調整基金から3億6,542万9,000円などの繰り入れを予定しております。

歳出は、義務的経費が人件費15億1,583万円、公債費12億8,684万8,000円、扶助費5億9,800万円など34億67万8,000円を計画し、投資的経費は普通建設事業18億5,019万6,000円など、18億9,951万2,000円を予算計上させていただきました。

なお、平成29年度決算に基づく実質公債費比率は5.4パーセントの見込みです。

また、普通会計に属する地方債残高は147億8,891万4,000円の見込みでございます。

続きまして、7点の重点項目の具体的事業と致しまして、肉付け予算となります政策的事業を除き骨格予算

として計上させていただいている事業について説明させていただきます。

1 つ目の各次産業従事者の所得向上の取り組みへの支援につきましては、これまでもそれぞれの産業分野別に所得向上の取り組みを進めてきたところでございますが、黒潮町内に移住、定住者を増加させていくためにはさらなる取り組みの強化が必要不可欠です。

そこで、農業部門では、新規就農推進事業 867 万 5,000 円や、農業次世代人材投資資金経営開始型 2,325 万円などにより就農支援を行うとともに、園芸用ハウス整備事業補助金 3,056 万 6,000 円や、環境制御技術導入加速化事業補助金 181 万 5,000 円などにより生産性向上の取り組みを支援してまいります。

水産業部門では、種子島周辺対策事業 935 万 4,000 円による操業効率化支援や、佐賀漁港へのカツオ水揚げ促進を図るためのカツオ水揚げ促進事業補助金 300 万円や、佐賀漁港活餌事業補助金 1,000 万円などを計画しております。

また、商工部門では、商工調査分析業務 11 万 9,000 円により今後の商工業の発展に向け、29 年度の調査結果に基づき分析させていただくこととさせていただいております。

また、間接的な取り組みになりますが、木造住宅耐震事業 2 億 3,928 万 9,000 円や、定住促進住宅整備事業 1 億 3,800 万円などにより、建築部門における需要創造を行ってまいります。

2 つ目の一次産業の新規分野開拓への支援につきましては、事業者が既存の枠にとらわれず、新たな取り組みに挑戦することは大きなリスクを伴います。そのリスクを低減し先駆的な事業を展開していくために、行政と致しましても事業者に対し支援を行っていく必要があります。その支援の内容につきましては新規事業となりますため、肉付け予算であります 6 月議会で計上を予定しております。

3 つ目に、移住者支援施策の着実な実行について。人口減少対策として、人口の社会増の取り組みは必要不可欠でございます。本町では民間の賃貸住宅が少なく、新規転入者のハードルの一つとなっています。そこで、住む場所を確保するため、定住促進住宅整備事業では平成 30 年度は 15 戸の整備を予定。また、住宅改修促進事業費補助金を 1,500 万円に増額し、移住者の住環境の整備を図ります。

そのほかにも、れんげいこうち広域都市圏ビジョンに基づく二段階移住のための幡多移住フェアの実施なども予定しています。

4 つ目に、切れ目のない子育て支援につきましては、乳幼児期の家庭での保育支援のために在宅子育て応援事業補助金 2,492 万円を引き続き計上。また、乳幼児医療助成事業 1,152 万円や、小中学生医療助成事業 1,674 万などにより、子どもたちの健康面をサポートさせていただくとともに、放課後子ども教室により放課後の子どもたちの安心、安全な居場所づくりに引き続き取り組んでまいります。

5 つ目に、地域での健康づくりと健康寿命延伸の取り組みにつきましては。少子高齢化が進み高齢者世帯が増える中で、地域コミュニティー内での支え合いが必要不可欠となっております。本町では地域福祉の拠点として、あったかふれあいセンターを町内 4 カ所に整備をし、平成 30 年度におきましてもその運営費として 4,800 万円を計上しており、町内 6 カ所での整備に向け、地域での協議を進めていくことと致しております。

また、健康寿命延伸のためには、治療よりも予防が大変重要です。国民健康保険事業特別会計での取り組みとなりますが、20 歳から 39 歳までの方も無料で特定健診が受けられる若者健康診査として 67 万 9,000 円を新たに予算計上させていただきました。

6 つ目に、ソフト面を中心とした防災対策の充実につきましては、平成 24 年度より実施してまいりましたハード整備を中心とした防災対策は、平成 29 年度の本庁舎高台移転と佐賀保育所移転事業の完成により若干の避難路整備と集会施設の耐震化等が残ってはおりますが、一定の区切りを迎えることとなります。これからはソフト事業を中心とした防災対策の充実が必要となっており、今まで以上に住民の皆さま方と共同した取り組み

が重要となってまいります。引き続き、地区防災計画作成共同研究委託 381 万 5,000 円を計上し、地区での取り組みを継続強化してまいります。

そのほかにも、土砂災害対策支援業務委託 533 万 6,000 円や、木造住宅耐震事業、避難所環境整備事業 800 万円なども計画をさせていただいております。

7 つ目に、地域とともに生きる力をはぐくむ教育の充実について。次世代を担う子どもたちが、豊かな人間性と高い能力を身に付けるためには、学校教育の充実は欠かすことができません。そこで、基礎学力の向上を図るために学校支援員配置事業として、小学校 1,518 万 3,000 円、中学校 579 万 6,000 円を引き続き予算計上致しました。

また、ふるさとを愛し、地域に貢献意識を持てる子どもたちの育成を目指した新たな事業を肉付け予算で計上を予定しております。

そのほか、ふるさと納税関連経費 2 億 2,890 万 4,000 円、庁舎落成式関連経費 354 万円、国民健康保険事業法定外繰出金 6,000 万円、スポーツ活用型地域づくり事業委託 1,121 万 8,000 円、道路改良事業 3 億 9,808 万円、都市防災総合推進事業 1 億 4,754 万円、避難道等整備事業 7,600 万円、防災拠点建築物耐震事業 1 億 3,347 万 7,000 円、入野小学校校舎改修事業 1 億 2,544 万 4,000 円などを計上させていただきました。

また、本町の歳入予算のうち、地方交付税の占める割合は 40 パーセントとなっており、依然として地方交付税に依存した財政運営を行わざるを得ない状況でございます。そのような中、限りある財源を有効に活用するために、住民、議会、行政および関係機関が一体となり、行政サービスの質の向上と住民福祉の増大に向け取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、議案第 109 号、平成 30 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 331 万 1,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 82 万 4,000 円、率にして 19.9 パーセントの減となっております。

この減額の要因は、公債費および現年度貸付金の償還が進んできたことによるものでございます。

次に、議案第 110 号、平成 30 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 1,840 万 2,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 246 万 8,000 円、率にして 11.8 パーセントの減となっております。

この減額の要因は、奨学資金の借入申込者の減によるものでございます。

次に、議案第 111 号、平成 30 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 15 億 6,340 万 1,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 2,447 万 9,000 円、率にして約 1.6 パーセントの増となっております。

この増額の主な要因は、前年度と比較をし、一般職の職員の数が 6 名増員となったことによるものでございます。

次に、議案第 112 号、平成 30 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 19 億 2,422 万 8,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 3 億 7,549 万 4,000 円、率にして 16.3 パーセントの大幅な減となっております。

この減額の主な要因は、国民健康保険の制度改正により、平成 30 年度から高知県が保険者となるため、国からの交付金等が県に統一されることにより減額となるものでございます。

新制度移行に向け、累積赤字の解消と被保険者の減少、前期高齢者の増加、医療の高度化などから、今後の収支見通しにつきましても厳しくなる可能性があり、昨年度に引き続き、事業運営支援として一般会計から

6,000万円の法定外繰入を行うことと致しております。

次に、議案第113号、平成30年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ16億5,873万5,000円とするものでございます。

前年比では、金額に致しまして5,094万5,000円、率にして3.0パーセントの減となっております。

この減額の主な要因は、町内にあります地域密着型認知症対応型共同介護施設のグループホームが高台への移設が終了したことによるものでございます。

次に、議案第114号、平成30年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ1,728万3,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして51万1,000円、率にして3.0パーセントの増となっており、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第115号、平成30年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ8,506万円とするものでございます。

前年度比では、金額にして93万6,000円、率にして1.1パーセントの減となっており、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第116号、平成30年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ2億104万7,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして776万5,000円、率にして4.0パーセントの増となっております。

この増額の主な要因は、医療費適正化等推進事業委託費や、後期高齢者医療広域連合納付金などの増によるものでございます。

次に、議案第117号、平成30年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ3,752万1,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして15万1,000円、率にして0.4パーセントの増となり、昨年と同様の予算となっております。

次に、議案第118号、平成30年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ536万3,000円とするものでございます。

こちらの特別会計予算につきましては、昨年と同額の予算となっております。

次に、議案第119号、平成30年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ2億7,441万5,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして722万2,000円、率にして2.6パーセントの減となっております。

この減額の主な要因は、公債費の償還額の減と、保守部品の修繕料を見直したことによるものでございます。

次に、議案第120号、平成30年度黒潮町水道事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、収益的収入および支出であります第3条予算で、歳入歳出の総額をそれぞれ2億6,843万2,000円とするものでございます。

この主な工事に致しましては、昨年度に引き続き、佐賀簡易水道の配水管の更新、耐震化と、国道56号大方改良事業に合わせて行う上水道基幹配水管の布設工事でございます。

次に、議案第121号、黒潮町環境ふれあい交流施設に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設につきましては、当該施設の現在の指定管理者であり、食堂では地域の食材を使用したメニューを

提供するなど、直販所でも地域商品を中心に販売致しております。また、地元スタッフが接客をすることで交流人口の拡大による黒潮町観光の情報発信を行うなど、これまで培ってきたノウハウをさらに発展させ、地域に貢献いただけることが期待できることから、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条により、指定管理者候補として、幡多郡黒潮町浮鞭953番地1、有限会社ビオス、代表取締役、土居忠を指定管理者候補として選定致しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めらるるものでございます。期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案第122号、黒潮町立佐賀児童館に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設につきましては、これまでも指定管理者としての実績もあり、適切な運営がなされていること。また、地域貢献、地域雇用ができており、事業計画も適切であり、指定管理者候補として適当であると判断し、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条により、指定管理者候補として、高知県幡多郡黒潮町佐賀3120番地2、特定非営利活動法人はらから、理事、小谷義郎を指定管理者候補として選定致しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めらるるものでございます。期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間でございます。

最後に、議案第123号、黒潮町水産加工施設に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設につきましては、老朽化の進んでおります当該施設を活用し続けられるのは、企業側の設備更新、拡充に対する多額の金銭的負担および経営的努力が必要であり、営業収益も年々上がっており、安定的な運営が期待をされます。

以上のことから、株式会社明神フーズを当該施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できるものと考えております。

このことにより、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条により、公募によらない指定管理者候補として、幡多郡黒潮町黒潮一番地、株式会社明神フーズ、代表取締役、明神正一を指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めらるるものでございます。期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間でございます。

以上、提案理由の説明を終わりますが、この後、副町長ならびに関係課長に補足説明をさせますので、慎重なご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い致します。

議長（山崎正男君）

提案理由の説明の途中ですが、この際、10時35分まで休憩致します。

休 憩 10時 19分

再 開 10時 35分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を続けます。

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは私の方から、議案第67号から議案第75号まで、一括して補足説明をさせていただきます。

まず、議案第67号、黒潮町条例の用字、用語等の整備に関する条例の制定について、補足説明を行います。議案書は3ページに、条例案は4ページから5ページにありますので、ご参照をいただきたいと思っております。

今回の条例制定の理由につきましては、今年度、黒潮町の例規集の内容精査の作業を実施しており、この作業に基づき、条例等の内容および効力に変更を生じない限度において、各条例を一括して用字や用語などを統

一した表現に整備するために、この条例を制定するものとなります。

条例案を基に説明をさせていただきますので、議案書4ページをお開きください。

第1条の趣旨におきまして、現に効力を有する黒潮町条例を、当該既存の条例等の内容および効力に変更を生じない限度において、用字、用語等を統一した表現に整備するために必要な事項を定めるものとしております。

用字、用語等の整備につきましては、第2条の用字、用語等の整備の措置として、第1項におきまして、用字や用語および送り仮名は、法令における漢字使用等についての基準に統一することとし、また、第2項で、表中、左欄の字句を右欄の字句に改めることにより、統一したものとなるようにしております。

併せまして、第3項におきまして、拗音および促音である、や、ゆ、よ、つについての取り扱いを定めております。

さらに、第3条におきまして、句読点の取り扱いや各条文に付されている見出しの取り扱い、第3号におきましては、引用される法令名および条例名などを、カッコ書きで公布年および公布番号を付すことで統一するよう定めております。

この条例の制定により、黒潮町にある現に効力を有する条例等につきまして、統一して改めるものとなります。

以上で、議案第67号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第68号、黒潮町特別職の職員の給与の特例に関する条例等を廃止する条例について、補足説明を行います。議案書は6ページに、条例案は7ページにありますので、ご参照をいただきたいと思っております。

条例制定の内容につきましては、黒潮町の条例等の例規集の内容精査の作業におきまして、確認されました時限を過ぎたなどの実効性を喪失している条例を一括して廃止するために、この条例を定めるものとなります。

廃止する条例につきましては、議案書7ページに記載されておりますとおり、第1号から第9号までが廃止する対象となる条例となります。

これらの条例につきましては、特例期間として時限を各条例に定められており、その特例期間が既に経過をしており、実効性を喪失しているものとなりますため、今回の条例等の内容精査に併せて、この条例案をもって廃止することとしたための条例制定となっております。

以上で、議案第68号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第69号、黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を行います。議案書は8ページに、条例の改正案は9ページにあります。また、新旧対照表につきましては参考資料の1ページにありますので、ご参照をいただきたいと思っております。

この議案につきましては、人事院勧告による職員の給与等の改正により現行の条例の一部を改正するもので、参考資料の1ページの新旧対照表に記載しておりますとおり、初任給調整手当を定めております第5条中の傍線で表しております改正部分につきましては、現行の36万8,000円を36万8,400円に改正するものとなっております。

以上で、議案第69号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第70号、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を行います。議案書は10ページに、条例案は11ページから13ページにあります。また、新旧対照表につきましては参考資料の2ページにありますので、ご参照をいただきたいと思っております。

今回の条例改正につきましては、例規集の内容精査に伴い、国が定める基準などに準拠するための条例改正となるものです。

新旧対照表を基に説明をさせていただきますので、参考資料の2ページをお開きください。

第3条で定める1週間の勤務時間につきましては、第2項を追加することにより、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員について、任命権者が定めることができる規定を追加することとしております。

また、改正後の第3項におきまして、傍線部分を追加することにより、当該地方公共団体などの定年退職者等の再任用職員の1週間の勤務時間を、任命権者が定めることができよう追加をしております。

2ページ下段におきまして、第4項を追加することにより、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用で採用された職員についての、1週間の勤務時間を任命権者が定めることができる規定を追加しております。

3ページ中段の第4条で定める週休日及び勤務時間の割振りの特例につきましては、育児短時間勤務職員等に関する規定や、再任用短時間勤務職員に任期付短時間勤務職員を加えるとともに、4ページ中段までの第5条におきましても、育児短時間勤務職員や任期付短時間勤務職員に関する規定などを追加しております。

同様に、4ページ中段からの正規の勤務時間以外の時間における勤務を定める第9条におきましても、育児短時間勤務職員についての規定を追加しております。

続きまして、5ページ中段におきまして、第9条の2、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務に関する規定を追加し、6ページの下段で、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限として、改正後の第9条の3第1項におきまして、特別養子縁組や養子縁組、里親などの制度に関する記述を削除することで、国が定める基準に準拠することとしており、同様に、7ページ中段からの第2項、第3項および8ページの第4項におきましても、該当する条項を改めることで、国が定める趣旨に準拠する改正案となっております。

以下、条の追加による条の繰り下げや、対象となる職員の追加、法律等の改正に基づく適用条項の修正などを行う改正案となっております。

最後に、条例案の13ページをお開きください。

13ページ下段の附則の第2におきまして、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正をすることを定めており、参考資料の11ページの新旧対照表におきまして記載しておりますとおり、今回の条例改正に基づき、参照する条項の改正を行うこととしております。

以上で、議案第70号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第71号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を行います。議案書は14ページに、条例案は15ページから22ページにあります。また、新旧対照表につきましては、参考資料の13ページにありますので、ご参照をいただきたいと思います。

この条例改正につきましても、例規集の内容精査に伴い、国が定める地方公務員の育児休業等に関する法律などの基準に準拠するための条例改正となるものです。

新旧対照表を基に説明をさせていただきますので、参考資料の13ページをお開きください。

第1条の趣旨におきまして、地方公務員の育児休業等に関する法律で定める第10条育児短時間勤務の承認に関する条項、第14条育児短時間勤務職員の給与等の取り扱い、第15条退職手当の取り扱いなどの基準を追加することにより、職員の育児休業に関し必要な事項を定めることとしております。

第2条第1号に傍線部分を追加することにより、育児休業をすることができない職員として、対象となる職員を追加しております。

この地方公務員法第26条の6の規定につきましては、配偶者同行休業に関する規定で、この条項を追加することにより、配偶者同行休業により申請期間を限度として任期を定めた採用や臨時的任用など、業務を処理

するために任用された職員が育児休業をすることができない職員として追加するものとなります。

また、第3号を追加することにより、追加された条項に該当する以外の非常勤職員につきましても、育児休業をすることができない職員として加えることとしております。

14ページ下段からの第2条の3、17ページ下段の第3条につきましては、地方公務員法におきまして条例で定めると規定されておりますための追加となっており、傍線部分を追加することとしております。

また、18ページ中段から27ページ中段までにおきまして、第8条の2から第8条の12を追加することにより、例規集の内容精査に基づきまして国の基準に準拠するよう整備を図ったものです。

最後に、27ページの第9条の部分休業の承認につきましても、同様の理由により改正を行うことで整備を図ったものとなります。

以上で、誠に簡単ではありますが、議案第71号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第72号、黒潮町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定につきまして、補足説明を行います。議案書は23ページに、条例案は24ページから26ページにありますので、ご参照をいただきたいと思っております。

今回の条例制定につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律に基づき、この条例を制定するものとなります。

制定する条例の内容は、公務において活躍することが期待される有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するための休業制度で、職員の継続的な勤務を促進することを目的とするため、この条例を制定するものとなります。

条例案を基に説明をさせていただきますので、議案書24ページをお開きください。

第1条の趣旨におきまして、地方公務員法の第26条の6第1項から第3項、第6項から第8項および第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めることとしており、改正されました地方公務員法に基づくものとなっております。

第3条で定める配偶者同行休業の期間につきましては3年間と規定するとともに、配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する理由につきましては、外国での勤務や事業を営営すること、その他の個人が業として行う活動であって外国において行うものなど、第4条各号において規定をしております。

第5条で配偶者同行休業の承認の申請、第6条では期間の延長などを定めるとともに、25ページの第10条では配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用を定め、また、25ページ下段の第11条におきましては職務復帰後における号給の調整などを規定するなど、配偶者同行休業制度に関する必要な事項を定めた条例案となっております。

この条例案により、改正されました地方公務員法第26条の6の趣旨に基づき、配偶者の海外勤務などに同行する場合、職員の身分を維持し、業務を保管する臨時職員等の採用を認めるなど、必要な事項を制定するものとなります。

なお、本町におきましては、現在のところ、この条例に該当する事案等はありませんが、改正された地方公務員法の趣旨に基づき制定することにより、事案が発生した場合に備えるための条例制定となっております。

以上で、誠に簡単ではありますが、議案第72号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第73号、黒潮町行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例について、補足説明を行います。議案書は27ページに、条例案は28ページにあり、また、新旧対照表につきましては参考資料の29ページ、30ページにありますので、ご参照をいただきたいと思っております。

この行政財産の目的外使用料条例で定める使用料につきましては、道路及び付属物の占用料金を定める黒潮

町道路、付属物占用及び徴収条例で定める金額と同じ目的で使用する場合につきましては整合性を図る必要があるため、条例の一部を改正しまして、黒潮町道路、付属物占用及び徴収条例と整合性を図るものとなります。

参考資料 29 ページの新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表の別表の土地の改正につきましては、第 1 の土地の電柱類を設置するために使用される場合につきまして、黒潮町道路、付属物占用及び徴収条例と同額となりますよう、310 円を 300 円に改正するものとなります。

併せまして、消費税に関する記述を他の条例等と統一を図るため、表中の土地及び建物に関しまして一部を改正するものとなっております。

以上で、議案第 73 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 74 号、黒潮町公共用財産管理条例の一部を改正する条例について、補足説明を行います。議案書は 29 ページに、条例案は 30 ページにあり、また、新旧対照表につきましては参考資料の 31 ページ、32 ページにありますので、ご参照をいただきたいと思ます。

黒潮町公共用財産管理条例で定める使用料につきましても、黒潮町道路、付属物占用及び徴収条例で定める金額と同じ目的で使用等をする場合につきましては整合性を図る必要がありますため、黒潮町道路、付属物占用及び徴収条例が改正されている事項に関し、今回、条例の一部を改正しまして整合性を図るものとなります。

参考資料の 31 ページからの新旧対照表にありますとおり、別表の 32 ページ中段の 1 使用料、電柱類の項目中のただし書きの部分につきまして、黒潮町道路、付属物占用及び徴収条例と同額となりますよう、310 円を 300 円に改めるものとなります。

以上で、議案第 74 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 75 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例について、補足説明を行います。議案書は 31 ページに、条例案は 32 ページにあります。また、新旧対照表につきましては参考資料の 33 ページにありますので、ご参照をいただきたいと思ます。

今回の条例改正の理由は、近年の事務量の増大に伴い、限られた人員の中で、各課、係の業務量等の均衡を図るとともに、効率化を図り、管理職の職責のバランスを図りながら、本庁と支所との人員的なバランスにも配慮し、庁内全体の均衡を図るために所管する業務を改めるものとなります。

新旧対照表を基に説明をさせていただきますので、参考資料の 33 ページをお開きください。

33 ページからの第 2 条の分掌事務の該当する各号を改正することとしており、オ、老人医療に関することにつきましては、業務が後期高齢者医療に関することに移行されているところですが、経過措置として残していたものを、今回、削除することとしております。

同様に、35 ページの左の欄の、地域住民課が所管しております、ト、佐賀地域の老人医療に関することにつきましても、同様に削ることとしております。

33 ページに戻っていただき、これまでは住民課において所管しております人権啓発に関すること、人権擁護に関すること、および住宅新築資金等に関することの各事務を、35 ページの地域住民課に移管することとしております。

次に、34 ページの産業推進室が所管しております商業及び工業に関すること、消費者行政に関することを、36 ページで、海洋森林課に移管を行うように改正するものとなっております。

これにより、適切な人員配置を行うことを目的としたものです。

以上で、議案第 75 号の補足説明を終わります。

一括して補足説明をさせていただきました議案第 67 号から第 75 号につきまして、ご審議のほどよろしくお

願ひ致します。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

税務課長。

税務課長（尾崎憲二君）

続きまして、議案第76号から議案第78号まで、一括して補足説明をさせていただきます。

まず、議案第76号、黒潮町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は33ページ、参考資料は37ページをお開きください。

改正理由は、半島振興法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、半島振興対策実施地域の指定を受けた区域の産業振興促進計画に掲げる業種が整備した設備に係る固定資産税の不均一課税について、黒潮町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正するものです。

それでは条文について、参考資料の37ページ、新旧対照表でご説明をさせていただきます。

第1条では、区域内における対象業種について定めるものです。

第2条第1項は、半島振興対策実施地域の定義について定めるものです。

第2条第2項は、認定産業振興計画の規定について定めるものです。

第2条第3項は、本条例の対象となる業種の設備について定めるものです。

参考資料40ページをご覧ください。

第3条は、固定資産税の不均一に課税する固定資産について定めるものです。

第6条は、不均一課税の適用を受ける場合について定めるものです。

簡単ですが、以上、議案第76号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第77号、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は36ページ、参考資料は41ページをお開きください。

改正理由は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、過疎地域の指定を受けた市町村の区域の過疎地域自立促進市町村計画に定められた業種が整備した設備に係る固定資産税の課税免除について、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものです。

それでは条文について、参考資料の41ページ、新旧対照表でご説明を致します。

第1条は、区域内における対象業種について定めるものです。

第2条第1項は、課税免除の適用を受けようとする設備を整備する適用期間について定めるものです。

第3条は、課税免除を受けようとする設備を定めるものです。

参考資料42ページをご覧ください。

第4条は、課税免除の適用を受ける場合の申請手続きの期日を定めるものです。

簡単ですが、以上で議案第77号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第78号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は38ページ、参考資料は43ページをお開きください。

改正理由は、地方税法および航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月27日に成立し、国民健康保険における財政責任主体が都道府県になることに伴い、国民健康保険税の改正部分については平成30年4月1日から施行されることに伴い、黒潮町国民健康保険税の一部を改正するものです。

それでは条文について、参考資料の43ページ、新旧対照表でご説明を致します。

第2条各号は、健康保険税の各課税額について、それぞれを分けて規定をするものです。

続きまして、参考資料45ページをご覧ください。

第5条の2は、第2条の適用区分を明記をしています。

簡単ですが、以上で議案第78号の補足説明を終わります。

議案第76号から78号を、一括の補足説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは、議案第79号から議案第81号まで、一括して補足説明をさせていただきます。

まず、議案第79号、佐賀町同和小口資金貸付基金条例を廃止する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は41ページをお開きください。

この佐賀町同和小口資金貸付基金条例は、同和対策事業の一環として、現に生活に困窮する世帯に対して、資金の貸し付けによって生活の安定と自立更生の道を開くことを目的に設置されましたが、平成14年3月31日をもって、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正法が失効したことにより廃止する必要がありましたが、償還が完了していない貸し付けがあることから残されていました。

しかしながら、今回、条例の整理を行うに当たり、新たな貸し付けを実施していないなど、基金制度の存続の必要性がないと判断を致しましたので廃止するものです。

なお、未償還金があることから、附則の第2項に、償還が完了していない者については、この条例により廃止されることとなる佐賀町同和小口資金貸付基金条例は、この条例の施行後もなおこの効力を施行するとし、未償還金の回収を行うこととしています。

以上で、議案第79号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第80号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は43ページでございます。参考資料は46ページの新旧対照表をご覧ください。

当該条例の改正理由は、国民健康保険法の一部を改正するための、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法などの一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が平成29年10月12日に公布され、平成30年4月1日から施行されることによる改正です。

それでは、改正内容を説明致します。議案書44ページをご覧ください。

改正内容は、平成30年度以降、都道府県も保険者になることに伴う、第1条と第2条の見出しを含む黒潮町の国民健康保険の事務と、国民健康保険運営協議会の表示の改正を行うものです。

条文について、新旧対照表で説明を致します。参考資料の46ページをお開きください。

改正箇所は、アンダーラインを引いている所になります。第1条、国民健康保険から国民健康保険の事務に改正しますが、これは国民健康保険法の第4条が、国、都道府県の義務から、国、都道府県および市町村の責務に改正されたことから、市町村が行う国民健康保険の事務について、国民健康保険法第4条第3項として追加されたことに伴う改正です。

次に、第2条、国民健康保険運営協議会から黒潮町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に改正しますが、これは国民健康保険法の第11条が、国民健康保険運営協議会から国民健康保険事業の運営に関する協議会に改正され、都道府県および市町村にそれぞれ国民健康保険事業の運営に関する協議会を置くものとするときれたことに伴う改正です。

以上で、議案第80号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 81 号、黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は 45 ページでございます。参考資料は 47 ページの新旧対照表をご覧ください。

当該条例の改正理由は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成 30 年 4 月 1 日から施行され、それに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律に、第 55 条の 2 の規定が新設されることによる改正です。

それでは、改正内容を説明致します。46 ページをご覧ください。

改正内容は、国民健康保険と後期高齢者医療保険の資格の適用は住所地で行うことを原則としていますが、病院や施設などに入所して住所が移った被保険者については住所地特例を設けて、前住所地の被保険者としています。

しかしながら、現行制度においては、住所地特例者が 75 歳到達などにより国民健康保険から後期高齢者医療保険に加入する場合、後期高齢者医療保険の住所地特例が適用されないため、施設所在地の後期高齢者医療広域連合が保険者となっています。

この取り扱いについて、現在、国民健康保険の住所地特例を受けている被保険者が後期高齢者医療広域連合の被保険者となる場合には、前住所地の市町村が加入する広域連合が保険者となるよう、高齢者の医療の確保に関する法律に第 55 条の 2 の規定が新設され、それに伴う条例改正をするものです。

なお、今回の改正については、平成 30 年 4 月 1 日以降、新たに後期高齢者医療保険の被保険者となる方から適用されます。

条文について、新旧対照表で説明を致します。参考資料の 47 ページをお開きください。

改正箇所は、アンダーラインを引いている所になります。第 3 条第 2 号から第 4 号までの、法第 55 条の第 2 項において準用する場合を含むを加えるのは、先ほど説明を致しました、現在、国民健康保険の住所地特例を受けている被保険者が後期高齢者医療広域連合の被保険者となる場合には、前住所地の市町村が加入する広域連合が保険者となるために改正するものです。

次に、第 3 条の第 2 号を、同項から法第 55 条第 1 項に書き換えるのは、法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む、が加わったことにより条文を整理するためです。

同じく、第 3 条の第 4 号を同項に規定する特定住所変更から、法第 55 条第 2 項第 2 号に規定する特定住所変更を書き換えるのは、法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む、が加わったことにより条文を整理するためです。

次に、第 3 条の第 5 号が新設されたのは、法第 55 条の 2 第 1 項の規定が新設されたことにより、適用される被保険者を追加するためです。

最後に、附則第 2 条の削除は、平成 20 年度に黒潮町後期高齢者医療に関する条例の制定において、被扶養者であった方に対する納期の特例を規定していましたが、現在、適用されていないので、条文の整理のため行うものです。

以上、議案第 81 号の補足説明を終わります。

一括して補足説明をさせていただきました議案第 79 号から議案第 81 号まで、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、議案第 82 号から第 88 号まで、一括して補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 82 号の黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は 47 ページからになります。

この条例改正につきましては、介護サービスの必要量の見込み等を踏まえて、介護保険料などが決定される介護保険事業計画の平成 30 年度から平成 32 年度までの第 7 期介護保険事業計画を策定したことから、黒潮町介護保険条例の一部を改正するものです。

主な改正は、介護保険料の改正と低所得者保険料軽減に係る表記の改正および金額の変更となっています。

それでは、個々の条文について新旧対照表でご説明を致します。参考資料の 49 ページをお開きください。

第 2 条第 1 項は、第 6 期介護保険事業計画年度の平成 27 年度から平成 29 年度を、第 7 期介護保険事業計画年度の平成 30 年度から平成 32 年度に改めるものです。

第 2 条第 1 項第 1 号から第 9 号は、介護保険料の改正に伴い、各号の介護保険料の金額を改正するものです。

第 2 条第 2 項、低所得者保険料軽減に係る表記の改正および金額を 3 万 1,900 円から 3 万 2,900 円とするものです。

附則により、施行期日を平成 30 年 4 月 1 日からとしています。

以上で、議案第 82 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 83 号の黒潮町在宅介護手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は 49 ページからになります。

改正理由は、黒潮町在宅介護手当の支給に関する条例についての内容検討を行った結果、名称変更、介護者の明確化、支給期間等の改正が必要なため、黒潮町在宅介護手当の支給に関する条例の一部を改正するものです。

それでは、個々の条文について新旧対照表でご説明を致します。参考資料の 50 ページをお開きください。

第 1 条では、寝たきり老人等を、寝たきりの高齢者等と名称変更するものです。

第 2 条では、被介護者及び介護者が、黒潮町に住所を有する者と明確化するものです。

また、第 1 条と同様に、寝たきり老人等を、寝たきりの高齢者等と名称変更するものです。

第 4 条では、支給期間を規定しており、支給期間は申請月の翌月からとなっていました。申請月につきましても、5 割以上在宅で介護されている事実が確認できれば支給期間とするものです。

また、被介護者が死亡した月は、1 日でも在宅で被介護者を介護していたときは、5 割以上在宅で介護されている事実にかかわらず支給期間とするものです。

51 ページ、第 6 条では、認定を受けた者を受給者と名称変更するものです。

附則により、施行期日を平成 30 年 4 月 1 日からとしています。

以上で、議案第 83 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 84 号の黒潮町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の制定について、補足説明をさせていただきます。議案書は 51 ページからになります。

改正理由は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、平成 26 年法律第 83 号、第 6 条の規定により、介護保険法の改正により黒潮町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例を新たに制定するものです。

これまで、指定介護予防支援事業者の指定の申請者の資格や指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請者の資格については、各事業の人員、設備、運営等を定める条例にそれぞれ規定していました。

しかし、資格の内容が同じであれば、別の条例として一括して定める方が合理的との考え方から、資格につ

いての部分を取り出し、新たに条例制定をするものです。

また、平成30年4月1日から新たに制定される必要ができた指定居宅介護支援事業者に係る条例についても、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、平成26年法律第83号、および、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、平成30年厚生労働省令第4号により、同様の資格要件が追加されました。

指定地域密着型サービス事業者複合型サービス、居宅介護支援事業者、地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請者の資格を定めている条例に、指定居宅介護予防支援事業者の指定の申請者の資格の規程を加え、合理的に一括して定める形式とするものです。

この条例の内容につきましては、指定地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者については、法人に限定するものです。

また、法人については、黒潮町暴力団排除条例による暴力団又は暴力団員等であってはならない。運営についても、社会的に非難されるべき関係を有してはならないとするものです。

附則により、施行期日を平成30年4月1日からとしています。

以上で、議案第84号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第85号の黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例について、補足説明させていただきます。議案書は51ページから147ページまでとなります。

改正理由は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、平成30年厚生労働省令第4号により、黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の改正が広範囲にわたっているため、全部を改正する方が適当であることから全部改正をするものです。

この条例の主な改正は、1点目としまして、地域密着型通所介護の章の中に共生型地域密着型サービスの基準を定めるものです。

2点目として、必要なサービスに身体的拘束等の適正化を図るための措置等について規定しています。

3点目としまして、必要な個所に介護医療院の記載を加えるものです。

以上の3点となります。

共生型サービスは、障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点から、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて人材をうまく活用しながら適切にサービスの提供を行うという観点から、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障がい者が共に利用できるサービスの類型を言うものですが、具体的には、介護保険または障がい福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくするように特別の基準を整備するものです。

身体的拘束等の適正化を図るための措置等は、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に、それぞれ規定されております。

介護医療院につきましては、平成30年4月1日から創設されるサービスとなっております。そのため、施設等の種類を掲げる規定のうち、必要な個所に介護医療院を加えております。

さらに詳しくご説明致しますと、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、オペレーターに関する基準に見直しとして、日中のオペレーターの兼務等について、夜間、早朝と同様とするものです。

利用者へのサービス提供に支障がない場合には、オペレーターと随時訪問サービスを行う訪問介護員および

指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所以外の、同一敷地内の事業所の職員の兼務を認める規定となっています。

夜間、早朝と同様の事業所間の連携が図られているときは、オペレーターを集約を認めることとしています。

また、オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の3年以上の経験について1年以上とし、特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるもの、初任者研修課程修了者および旧2級課程修了者のサービス提供責任者については、引き続き3年以上の経験を必要とするものです。

介護・医療連携推進会議の開催頻度の緩和について、介護・医療連携推進会議の開催頻度について、他の宿泊を伴わないサービス、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護に合わせて、年4回から年2回とするものです。

地域へのサービス提供の推進については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由がある場合を除き、地域の利用者に対してサービス提供を行わなければならないことを明確化するものです。

夜間対応型訪問介護につきましては、オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の3年以上の経験について1年以上とし、特に業務に従事した経験が必要な者として、厚生労働大臣が認めるものについては、引き続き3年以上の経験を必要とするものです。

地域密着型通所介護につきましては、共生型地域密着型通所介護について、地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス、共生型地域密着型通所介護の基準を創設するものです。

療養通所介護につきましては、定員数の見直しについて、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進する観点から、指定療養通所介護事業所の定員数を引き上げるものです。

認知症対応型通所介護につきましては、共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直しについて、共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設における利用定員数を、1施設当たり3人以下から1ユニット当たりユニットの入居者に合わせて12人以下に見直すものです。

認知症対応型共同介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護につきましては、身体的拘束の適正化について、身体的拘束のさらなる適正化を図る観点から、身体的拘束等の適正化のための指針の整備や身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催を義務付けるものです。

地域密着型特定施設入居者生活介護につきましては、療養病床等から医療機関併設型の地域密着型特定施設へ転換する場合の特例について、介護療養型医療施設または医療療養病床から、医療機関併設型の指定地域密着型特定施設入居者生活介護に転換する場合について、次の特例を設けています。

1 つ目は、サービスが適切に提供されると認められる場合に、生活相談員、機能訓練指導員、計画作成担当者の兼務を認める。

2 つ目は、サービスに支障がない場合に限り、浴室、便所、食堂、機能訓練室の併用を認めるとなっています。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につきましては、入所者の医療ニーズへの対応について、入所者の病状の急変等に備えるため、地域密着型介護老人福祉設備に対して、あらかじめ配置医師との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めなければならないことを義務付けています。

看護小規模多機能型居宅介護につきましては、サテライト型事業所の創設について、サービス提供量を増やす観点および効率化を図る観点から、サービス提供体制を維持できるように配慮しつつ、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の基準を創設するものです。

指定に関する基準の緩和については、診療所からの参入を進めサービス供給量を増やす観点から、療養所で

ある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊室については、看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者が宿泊サービスを利用できない状況にならないように、利用者専用の宿泊室として1病床を確保した上で、療養所の病床を届け出ることを可能としています。

平成30年度から新たな介護保険施設の類型として介護医療院が創設されることに伴い、施設等の種類を掲げる規定のうち必要な個所に介護医療院を加えています。

附則により、施行期日を平成30年4月1日からとしています。

以上で、議案第85号の補足説明を終わります。

続きまして、第86号の黒潮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護の予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例について、補足説明させていただきます。議案書は148ページから181ページまでとなります。

改正理由は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、平成30年厚生労働省令第4号により、黒潮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の改正が広範囲にわたっているため、全部を改正する方が適当であることから全部改正をするものです。

この条例の主な改正は、1点目として、介護予防認知症対応型通所介護において、共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の指定地域密着型介護老人福祉施設における利用定員数を、1施設当たり3人以下から1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下に見直すものです。

2点目として、介護予防認知症対応型共同生活介護について、身体的拘束のさらなる適正化を図る観点から、身体的拘束等の適正化のための指針の整備や身体的拘束等の適正のための対策を検討する委員会の定期的な開催等を義務付けるものです。

3点目として、平成30年度から新たな介護施設の類型として介護医療院が創設されたことに伴い、施設等の種類を掲げる規定のうち、必要な個所に介護医療院を加えています。

以上の3点となります。

附則により、施行期日を平成30年4月1日からとしています。

以上で、議案第86号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第87号の黒潮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は182ページから195ページまでとなります。

改正理由は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、平成30年厚生労働省令第4号により、黒潮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の改正が広範囲にわたっているため、全部を改正する方が適当であることから全部改正をするものです。

この条例の主な改正は、1点目は、医療と介護の連携強化について、介護予防支援の提供の開始に当たり、利用者やそのご家族に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することを義務付けるものです。

また、利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めることとされています。この意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付することを義務付けるものです。

さらに、指定介護予防サービス事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治医等に必要な情

報伝達を行うことを義務付けるものです。

2点目として、公正中立なケアマネジャーの確保について、ケアマネジャーは、利用申込者との契約に当たり、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける介護予防サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明することを義務付けるものです。

3点目は、障がい福祉制度の相談支援専門員との密接な連携について、障がい福祉サービスを利用してきた障がい者が介護保険サービスを利用する場合等における、ケアマネジャーと障がい福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定介護予防支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にするものです。

また、指定介護予防支援に係る基準であることが明確となるように、省令の題名と同様に指定介護予防支援と基準該当指定介護予防支援を、指定介護予防支援等とするものです。

以上の3点となります。

附則により、施行期日を平成30年4月1日からとしています。

以上で、議案第87号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第88号の黒潮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、補足説明をさせていただきます。議案書は196ページから207ページまでとなります。

改正理由は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、平成26年法律第83号、第6条の規定による介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定や更新、指定内容の変更届、体制届の受理、実地指導等の事務は、平成30年4月1日以降市町村が実施することとされ、高知県から市町村に権限委譲されたことにより、黒潮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を新たに制定するものです。

この条例は、これまでの県の条例で規定されていたものに加え、指定居宅介護支援の基準と、基準該当居宅介護支援の基準を定めるものとなっています。

平成30年の制度改正では、居宅介護支援事業者は事業の運営に当たり、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めることが求められています。

事業の人員に関する規定で、居宅介護支援事業所の管理者は人材育成の取り組みを促進するため、主任介護支援専門員であることを要件としています。

ただし、経過措置として平成33年3月31日までは、主任介護支援専門員以外の介護支援専門員をもって管理者とすることができることとなっています。

公正中立なケアマネジャーの確保として、介護支援専門員は、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができる旨、説明することを義務付けています。

次に、医療と介護の連携強化については、介護予防支援の提供の開始に当たり、利用者やそのご家族に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することを義務付けています。

続いて、末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメントについて、著しい状態の変化に伴う末期の悪性腫瘍の利用者については、主治医等の助言を得ることを前提として、サービス担当者会議の招集を不要とすること等により、ケアマネジメントプロセスを簡素化するものです。

さらに、平時から医療機関との連携促進や、指定介護予防サービス事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケア

マネジャーから主治医等に必要な情報伝達を行うことを義務付けています。

また、訪問回数の多いケアプランについては、利用者の自立支援、重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当であり、ケアマネジャーが、統計的に見て通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護、生活援助中心型を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出ることを規定しています。

また、利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めることとされていますが、ご意見を求める主治医等に対してケアプランを交付することを義務付けています。

附則により、施行期日を平成30年4月1日からとしています。

以上で、議案第88号の補足説明を終わります。

議案第82号から議案第88号までの、一括ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

提案理由の説明の途中ですが、この際、1時30分まで休憩します。

休 憩 11時 49分

再 開 13時 30分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を続けます。

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは、議案第89号から93号について、一括して補足説明を致します。

まず、議案第89号、黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を致します。議案書は208ページからでございます。

右ページの209ページをご覧ください。

この条例改正は、黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場の使用料を改正するものでございます。

この施設につきましては、他の縫製作業場である大型共同作業場および同和縫製関係等共同作業場とは取得した経過が異なることから、使用料の算出方法が異なっておりました。

そのため、このたび、他の縫製作業場と使用料算出方法の均衡を図り、また、今年度建設致しました倉庫の建築費等を加え再計算した上で、使用料を改正するものでございます。

改正内容について、説明を致します。参考資料の52ページにございます新旧対照表をご覧ください。

第6条で使用料について規定をしております。

下線部が改正箇所でございます。

現行では、消費税および地方消費税を含まない使用料を1カ月9万5,238円としておりましたが、先ほど申し上げた理由により再計算をした結果、1カ月4万6,474円に改正するものでございます。

議案第89号については、以上でございます。

続きまして、議案第90号、黒潮町都市公園条例の一部を改正する条例について、補足説明を致します。議案書は210ページからでございます。

右ページの211ページをご覧ください。

この条例改正は、一つは、条文中、政令と簡略して表現していたものを正式な施行令に改正するものでございます。

また、都市公園法施行令の改正により、地域の実情に応じた運動施設整備を可能とするため、都市公園の運動施設率が参酌基準化されたことに伴い、参酌した結果、100分の50を運動施設率として定めましたので、第8条の2を加え改正するものでございます。

改正内容について説明を致します。参考資料の53ページにございます新旧対照表をご覧ください。

まず、第8条公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合における範囲の条文中、現行では、政令と簡略した表現になっていたものを、表右側の改正後（案）で正式な施行令に改正しております。

また、第8条の2に、先ほど申し上げました割合、100分の50を運動施設の敷地面積の基準として加えるものでございます。

議案第90号については、以上でございます。

続きまして、議案第91号、黒潮町さが交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を致します。

なお、この後の議案第92号及び93号も、同様の趣旨の改正でございます。

議案書は212ページからでございます。

右ページの213ページをご覧ください。

この条例改正は、黒潮町さが交流拠点施設の利用料金に関して、消費税および地方消費税の取扱いを明確にし、また利用料金を変更する場合の規定を定めた改正を行うものでございます。

改正内容について、説明を致します。参考資料の54ページにございます新旧対照表をご覧ください。

第10条で利用料金について規定をしております。

表右側の改正後（案）第1項で、利用料金は、別表に定める額に消費税および地方消費税を加えた額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めることとして、利用料金における消費税および地方消費税の取り扱いを明確に致しました。

第2項では、利用料金の額を変更しようとするときは、指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得るものとする、と、利用料金を変更する場合の取り扱いを定めております。

また、別表では消費税および地方消費税を含まない利用料金に改正し、先ほど申し上げました第1項で、消費税および地方消費税の取り扱いを明確にしたものでございます。

議案第91号については、以上でございます。

続きまして、議案第92号、黒潮町地域特産品処理加工施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を致します。議案書は214ページからでございます。

右ページの215ページをご覧ください。

この条例改正も、黒潮町地域特産品処理加工施設の利用料金に関する改正を行うものでございます。

改正内容について説明を致します。参考資料の56ページにございます新旧対照表をご覧ください。

第10条で利用料金について規定をしております。

議案第91号と同様に、改正後（案）第1項で消費税および地方消費税の取り扱いを明確に致しました。

第2項では、利用料金の額を変更する場合の規定を定めております。

また、別表では消費税および地方消費税を含まない利用料金に改正し、第1項で、消費税および地方消費税の取り扱いを明確にしたものでございます。

議案第92号については以上でございます。

続きまして、議案第93号、黒潮町環境ふれあい交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を致します。議案書は216ページからでございます。

右ページの217ページをご覧ください。

この条例改正につきましても、黒潮町環境ふれあい交流施設の利用料金に関する改正を行うものでございます。

改正内容について説明をいたします。参考資料の57ページにございます新旧対照表をご覧ください。

第10条で利用料金について規定をしております。

議案第91号、92号と同様に、改正後（案）第1項で、消費税および地方消費税の取り扱いを明確にいたしました。

第2項では、利用料金の額を変更する場合の規定を定めております。

また、別表では消費税および地方消費税を含まない利用料金に改正し、第1項で、消費税および地方消費税の取り扱いを明確にしたものでございます。

以上で、議案第89号から93号の補足説明を終わります。ご審議をよろしく願いいたします。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、議案第94号、黒潮町林業総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明させていただきます。議案書は218ページをお開きください。

今回の条例改正の主な点につきましては、各条項に係る文言の修正と、これまで明確でなかった消費税の表記を税抜きにて改正するものです。

それでは、新旧対照表にて説明させていただきます。参考資料の59ページからを参照ください。

第5条から第12条にかけましては各条項とも、使用及び使用料という文言で表記していましたが、公の施設にかかわる指定管理の他の条例に合わせるため、利用及び利用料という統一的な表記に改正するものであります。

また、61ページにおける利用料金につきましては、これまで消費税について明確でなかったため、それぞれの利用料金を消費税抜きにて改正するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願い致します。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは、議案第95号から100号につきまして、私の方で補足説明をさせていただきます。

まず、議案第95号、黒潮町教育研究所設置条例の一部を改正する条例について補足説明を致します。議案書は221ページ、新旧対照表は参考資料の63ページになります。

この条例の改正につきましては、教育委員会部局が新庁舎に移ったことに合わせ黒潮町教育研究所が新庁舎に移ったことから、第2条黒潮町教育研究所の位置を、黒潮町佐賀1092番地1から黒潮町入野5893番地に改めるものでございます。

続きまして、議案第96号、黒潮町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を致します。議案書は223ページになります。

新旧対照表でご説明を致します。参考資料の64ページをお開きください。

この条例の改正につきましては、黒潮町条例の内容精査に伴い、その整備を図ったものでございます。

第2条第2項において、社会教育委員の定数及び任期等について、現行では公民館運営審議委員の委員を持って充てることとしていますが、今回の改正で本条例に明記をすることと致しました。

その結果、第3条が第5条にずれるものでございます。

続きまして、議案第97号、黒潮町少年補導育成センター設置条例の一部を改正する条例について、補足説明を致します。議案書は225ページ、新旧対照表は参考資料の65ページになります。

この条例の改正につきましては、教育委員会部局が新庁舎に移ったことに合わせ黒潮町少年補導育成センターが保健福祉センターに移ったことから、第2条黒潮町少年補導育成センターの位置を、黒潮町佐賀1080番地1から黒潮町入野2017番地1に改めるものでございます。

次に、議案第98号、黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例について、補足説明を致します。議案書は227ページ、新旧対照表は参考資料の66ページになります。

この条例の改正につきましては、新たに佐賀保育所が整備されることに伴い、第2条佐賀保育所の位置を、黒潮町佐賀920番地から黒潮町伊与喜699番地1に改めるものでございます。

次に、議案第99号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を致します。議案書は229ページになります。

新旧対照表でご説明を致します。参考資料の67ページをお開きください。

この条例の改正につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、認定子ども園の認定に係る事務権限が都道府県から指定都市に移譲されたことに伴い、同法第3条第7項の繰り下がりが発生したため、引用条項を改正するものです。

その結果、第16条第2号の第9項を、第11項に改めるものでございます。

最後に、議案第100号、黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を致します。議案書は231ページになります。

新旧対照表でご説明致します。参考資料の68ページをお開きください。

この条例の改正につきましては、建築基準法施行令の改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、関係条項を改正するものでございます。

参考資料69ページをお開きください。

第29条第7号イの表中、外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る）を有する付室」を、付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る）に、また、同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改めるものでございます。

続きまして、73ページをお開きください。

第44条第8号イの表中、外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る）を有する付室を、付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る）に、また、同条第3項第2号、第3号および第9号を、同条第3項第3号、第4号及び第10号に改めるものでございます。

なお、本条例に規定する設備につきましては、現在のところ、当町に該当施設はございません。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは私の方から、議案第 101 号、平成 29 年度黒潮町一般会計補正予算について、補足説明を致します。予算書 1 ページをお開きください。

一般会計補正予算第 5 号は、既決の予算から歳入歳出それぞれ 5 億 2,243 万 2,000 円を減額し、総額をそれぞれ 109 億 828 万 9,000 円とするものでございます。

また、第 2 条で繰越明許費の追加、および変更を行い、第 3 条では、債務負担行為の補正、第 4 条では、地方債の補正により限度額の変更を行っております。

全体的な概要で申しますと、それぞれの事業の入札減などや決算見込みによる減額補正が主なものとなっております。

また、人件費につきましても、それぞれの目において調整をしているところでございます。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書から説明を致します。29 ページをお開きください。

主だった事業のみを説明をさせていただきますので、ご了承いただきたいというふうに思います。

2 款総務費につきましては、1 億 7,379 万 4,000 円を減額するものでございます。

主な事業について申し上げますと、まず、1 項 1 目、一般管理費 6,539 万 5,000 円の減額につきましては、30 ページになります、8 節報償費、ふるさと納税寄附金謝礼を 6,200 万円減額を行っております。

これは、返礼割合を国の指導によりまして 50 パーセントから 30 パーセントに減額したことによるものでございます。

次に、31 ページ。

5 目財政管理費 3,267 万 2,000 円の減額は、新しいまちづくり基金に庁舎移転補償金を 2 億 2,036 万 4,000 円を積み立てることと致しましたが、県の交付金が 2 カ年に分割されることによりまして、防災対策加速化基金 2 億 5,114 万 1,000 円を減額したことによるものでございます。

次に、33 ページ。

12 目国土調査費 3,217 万 2,000 円の減額は、地籍調査委託などの事業費が、国の予算配分により縮小となったことによるものでございます。

少し飛びまして、39 ページでございます。

3 款民生費は 2,445 万 7,000 円を減額するものでございます。この減額は、1 項社会福祉費、41 ページの 7 目障がい者自立支援費の 20 節扶助費で、各サービスの利用者増により、障害者自立支援給付費などが 2,386 万 1,000 円の増額となっているものの、42 ページ、2 項老人福祉費につきましては、各事業の決算見込みによりまして 1,149 万 1,000 円の減額となっております。

また、43 ページ、3 項児童福祉費の 2 目児童措置費、19 節負担金補助及び交付金の施設、および地域型保育給付が、実績見込みによりまして 2,593 万 1,000 円の減額となっております。

次に、45 ページ。

4 款衛生費は 4,224 万 1,000 円減額するものでございます。

減額の主なものは、47 ページになります。1 項 7 目、診療所費 3,308 万 5,000 円の減額となっております。医師の給与等につきまして調整を致しまして、国民健康保険直診会計の繰出金の減を行っているところでございます。

次に、48 ページ。

6 款農林水産業費は 6,205 万円減額するものでございます。

減額の主な内容は、1 項 3 目、農業振興費が、49 ページの 19 節負担金補助及び交付金の山地パワーアップ事

業。これにつきましては、国の補正予算が計上されたことによりましてニラの自動包装機を整備するため、2,823万円の増額となっております。

増額となっているものの、園芸用ハウス整備事業1,900万円などが減額となっております。

また、51ページ、3項2目、水産業振興費で2,816万4,000円の減となっております。これは、佐賀地区漁業集落環境整備事業の国庫補助金の配分が縮小されたことに伴う減でございます。

54ページ。

8款土木費は1億4,454万7,000円減額するものでございます。

主な内容につきましては、55ページ、2項2目道路新設改良費で1億2,214万円の減額となっております。

これは、社会資本整備事業におきまして国庫補助金の配分の減額や、56ページの窪川佐賀道路の工費用道路の用地購入費の減などによるものとなっております。

3項2目、がけくずれ対策、15節工事請負費1,628万1,000円などは、事業実績による減額となっております。

57ページ。

5項2目都市環境整備事業費は、15節避難道施設整備事業の減額によりまして4,250万8,000円の減額と、国の補正予算の配分によりまして、町道新庁舎防災広場線、ほか1路線整備工事業5,078万5,000円の増額となっております。

次に、57ページ、9款消防費は1,975万9,000円減額するものでございます。

58ページの1項4目消防費の13節委託料の災害危険箇所啓発用航空画像作成委託400万円につきましては、県のデータ提供の遅れによりまして皆減となっております。

15節工事請負費、59ページの避難誘導灯整備工事450万円の減額は、事業者からの寄贈があったことにより皆減になったものでございます。

次に、10款教育費は2,057万円減額するものでございます。

教育費につきましては、1項教育総務費543万4,000円の減額から、ずっと来まして、65ページの6項幼稚園費78万7,000円の減額まで、人件費以外はすべて減となっております。工事関係の入札減や、事業および補助、給付費等の決算見込みによるものでございます。

次に、11款災害復旧費は538万2,000円減額するものでございます。実績見込みによる清算と、不用額の調整を行っております。

66ページ。

12款公債費、1項2目、利子2,649万3,000円の減額につきましては、前年度からの明許繰越事業の借入れを当初は早い時期に想定をしておりましたが、借入れが遅い時期となりまして、その分、利子が必要となり、減額をするものでございます。

続いて、歳入の事項別明細を説明させていただきます。15ページにお戻りをください。

歳入につきましても、決算見込みおよび各事業の増減に合わせ調整をしているところでございます。

主なものについて説明を致します。

1款の町税が決算見込みにより974万9,000円の増額となっております。これは、法人税の増が主なものでございます。

2款地方消費（譲与）税から、18ページ上段、11款の交通安全対策特別交付金につきましては、国、県の実績および見込みによるものでございます。

18ページ。

12 款分担金及び負担金の 816 万 6,000 円の減額は、がけくずれ住家防災対など、説明欄にあります歳出の各事業に伴う分担金の調整となっております。

13 款使用料及び手数料の 2,611 万 2,000 円の減額は、19 ページ、1 項 2 目、民生使用料の保育料現年分の 2,020 万 7,000 円が主なものでございます。

14 款国庫支出金の 2,059 万 9,000 円の減は、説明欄にあります歳出の各事業に伴う国庫支出金の調整となります。

次に、21 ページ。

15 款県支出金は 3 億 4,696 万 7,000 円の減とするもので、この内容につきましても、説明欄にあるように歳出の各事業に伴う県支出金の調整となっております。

次に、24 ページ。

16 款財産収入 1,018 万 9,000 円の増額は、25 ページ、2 項 1 目、不動産売払収入の白石団地の売払収入などとなっております。

次に、18 款繰入金金は、財政調整基金および減債基金などによりまして、収支の調整を行っているところでございます。

20 款諸収入は 2 億 3,882 万 3,000 円の増額となっております。これは、26 ページ、5 項 2 目、雑入、2 節総務費雑入におきまして、庁舎移転補償金の残金分 2 億 2,092 万 7,000 円を見込んでおります。

21 款町債は 4,910 万円の減額とするものでございます。

27 ページ以降、事業名をそれぞれ説明欄に記載しておりますのでご確認をください。

歳入の説明は、以上になります。

続きまして、9 ページ、第 2 表繰越明許費補正をご覧ください

空き家中間保有住宅改修工事などを行う移住者支援事業、そして、ニラの自動包装機を整備する産地パワーアップ事業や災害復旧事業など、12 事業を追加致しまして、避難道整備事業を行う緊急防災・減災事業などの事業量を変更し、総額 7 億 7,634 万 1,000 円を明許繰越と致しました。

次に、10 ページ、第 3 表債務負担行為補正をご覧ください。

中小企業等融資保証料補給につきまして、事業実績等によりまして、限度額を 374 万 6,000 円から 215 万 1,000 円に変更するものでございます。

次に、11 ページ、第 4 表地方債補正をご覧ください。

この補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整致しまして、補正前の限度額 11 億 9,762 万 5,000 円を、補正後は 11 億 4,852 万 5,000 円とするもので、その他起債の方法、利率は変更はございません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの 26 ページの 21 款町債の計と同額となるものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは、議案第 102 号、平成 29 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について、補足説明を致します。議案書は 234 ページ、予算書は水色の表紙のものになります。

予算書の 1 ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出の増減はなく、歳入歳出予算の総額は 2,087 万円に変更がありません。

補正の内容についてご説明を致します。予算書の 6 ページ、歳入歳出事項別明細書の歳出の欄をご覧ください

い。

1 款 1 項 1 目 21 節貸付金を、本年度の貸付実績に応じて 432 万円減額するとともに、2 款 1 項 1 目 25 節積立金を 432 万円増額しました。

貸付金減額の理由は、当初本年度新規貸付人数を、高校 5 名、大学 15 名と見込んでいましたけれども、実績では、高校 2 名、大学 6 名となったためでございます。

また、貸付金の戻入が予定どおり行われると見込みますことから、貸付金の減額分を積立金と致しました。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは、議案第 103 号、平成 29 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は 235 ページにあり、予算書につきましては表紙の色がサーモンピンクとなっております。

予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 2,604 万 1,000 円を減額しまして、予算の総額を 15 億 2,745 万 8,000 円とするものです。

補正の主な理由につきましては、人件費の調整と一般職の職員数の減によるものとなっております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款 1 項 1 目、給与等集中処理費の 2 節の給料 1,068 万円の減額につきましては、一般職の 1 名減などによる減額となっております。

3 節の職員手当につきましては、時間外手当は実績に合せて増額にはなっておりますが、その他の手当につきましては、職員の給料が減額になっていることに比例しまして各種の手当も減額となっており、合計額で 1,299 万 1,000 円の減額となっております。

4 節の共済費につきましてはの 237 万円の減額につきましては、一般職共済負担金の調整による減額が主な要因となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書 6 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目、諸収入の 1 節給与等振替収入につきましては、歳出額と同額となる 2,604 万 1,000 円の減額となっております。

以上で、議案第 103 号補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは、議案第 104 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は 236 ページでございます。予算書は、この黄色の色の予算書をご覧ください。

それでは 1 ページをお開きください。

この補正予算は、総額から歳入歳出それぞれ 1 億 234 万 7,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 23 億 2,223 万 7,000 円とするものです。

主な内容は、歳入では、国庫支出金の財政調整交付金の普通調整交付金を減額。そして、繰入金の一般会計繰入金の保険基盤安定化事業に係る繰入金の減額分を見込んだものとなっております。

歳出では、国民健康保険直診会計への繰出金の増額などとなっております。

それでは、詳細につきまして、まず歳出事項明細書から説明を致します。11 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般管理費 82 万 7,000 円の増額について、一般職期末勤勉手当等人件費の確定による増額と、国の僻地（へきち）直営診療所運営費に対する特別調整交付金が増加したことにより、国民健康保険直診会計への繰出金を増額するものです。

次に、2 款 1 項 1 目、一般被保険者療養給付費 4,000 万円の減額、および 2 目退職被保険者等療養給付費の 1,000 万円の減額は、医療費の抑制により生じる予定の不用額を減額するものです。

それでは、12 ページをお開きください。

4 項 1 目、出産育児一時金 210 万円の増額は、3 月に出産が多く予定されているため、その不足分を補うためのものです。

次に、3 款 1 項 1 目、後期高齢者支援金 2,991 万 8,000 円の減額は、支援金額の確定により不用額を減額するものです。

次に、7 款 1 項 1 目、高額医療費共同事業拠出金 502 万 2,000 円の減額は、拠出金額の確定により不用額を減額するものです。

13 ページをご覧ください。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金 2,033 万 4,000 円の減額は、拠出金額の確定により不用額を減額するものです。

続きまして、歳入の説明を致します。8 ページへお戻りください。

3 款 1 項 2 目、国の高額医療費共同事業負担金 125 万 6,000 円の減額は、負担金額の確定によりまして歳入不足を減額するものです。

次に、3 款 2 項 1 目、財政調整交付金 8,644 万 7,000 円の減額は、収支の調整を行っております。

次に、4 款 1 項 1 目、県の高額医療費共同事業負担金 125 万 6,000 円の減額は、負担金額の確定により歳入不足を減額するものです。

9 ページをご覧ください。

7 款 1 項 1 目、高額医療費共同事業交付金 305 万 5,000 円の増額は、交付金額の確定により増額するものです。

同じく、2 目保険財政共同安定化事業交付金 1,221 万 7,000 円の減額は、交付金額の確定により歳入不足を減額するものです。

次に、9 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は、1 節保険基盤安定繰入金 235 万円と、一般被保険者介護納付金賦課の減額分 57 万 3,000 円、および 2 節保険基盤安定繰入金 131 万 4,000 円、ならびに、10 ページの 6 節財政安定化支援事業繰入金の 142 万 2,000 円の減額は、繰入金額の確定によるものです。

9 ページにお戻りいただき、3 節職員給与費等繰入金 3 万 3,000 円と、5 節出産育児一時金繰入金 140 万円の増額は、歳出補正額に対する一般会計繰出金の基準額を補正するものとなっております。

以上で、議案第 104 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、議案第 105 号、議案第 106 号について、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 105 号の平成 29 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。

きます。議案書は237ページとなります。予算書はオレンジ色の表紙のものになります。

予算書の1ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算から歳入歳出それぞれ3,805万9,000円を減額し、総額を17億5,404万6,000円とするものです。

補正の主な理由は、これまでの保険給付などの実績から見込額の調整を行い、計上したことによるものです。

まず、歳出からご説明させていただきます。13ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1款総務費の1項1目、一般管理費につきましては、これまでの実績に伴い、職員の給与等の調整を行っております。

また、2項1目賦課徴収費および3項1目認定調査等費につきましては、これまでの実績から見込額を調整しています。

1款総務費につきましては、合計額で66万3,000円の減額となっております。

次に、13ページ下段の2款保険給付費につきましては、これまでの給付実績に基づき決算額を見込み、各項について減額調整を行っており、合計額で4,672万8,000円の減額を行い、補正後の額が15億2,099万2,000円となっております。

15ページの3款地域支援事業費につきましても、これまでの実績に基づき見込額より調整を行い、1項介護予防・生活支援サービス事業費で612万9,000円、また、16ページ、2項一般介護予防事業費では213万3,000円の減額を行っております。

17ページの3項包括的支援事業・任意事業では、136万円の減額を行っています。

18ページの4項その他諸費では2万円の減額を行うことで、3款地域支援事業費の総額で、15ページにちよっとお戻りいただきまして、15ページのとおり964万2,000円の減額を計上しており、補正後の額が4,137万円となっております。

18ページ下段の5款基金積立金につきましては、平成29年度の決算見込みにより、基金への積立金1,897万4,000円を計上しております。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書9ページにお戻りください。

歳入予算の補正につきましては、歳出見込み額の確定により、それぞれの負担割合に応じた歳入予算の財源の調整を行っております。

1款保険料につきましては、1,156万5,000円の増額により3億625万5,000円に、2款使用料及び手数料につきましては1万2,000円の増額により4万7,000円に、また、3款国庫支出金は、10ページ中段の4目でシステム改修事業費補助金65万円を計上しておりましたが、3款国庫支出金の合計額で1,839万3,000円の減額により、3億9,689万3,000円にする調整を行っております。

以下同様に、10ページ、4款支払基金交付金は1,531万4,000円を、また、5款県支出金は780万1,000円を減額しております。

11ページの7款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金により歳出額の減額等による減額調整を行うことで、補正後の額を2億5,479万7,000円としております。

これにより、歳出の補正後の総額と同額となるものです。

以上で、議案第105号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第106号の平成29年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。議案書238ページになります。黄土色の予算書をご覧ください。

1ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算から歳入歳出それぞれ 119 万 3,000 円を減額し、総額を 1,551 万 9,000 円とするものです。

補正の主な理由は、これまでの実績から見込額の調整を行い、計上したことによるものです。

まず、歳出から説明させていただきます。7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款総務費の 1 項 1 目、一般管理費の 13 節委託料につきましては、介護予防サービス計画の作成を居宅介護支援事業所に委託するものですが、これまでの実績から見込んで 10 万円を減額するとともに、地域包括支援センターの現行システムのバージョンアップが、当初 30 年 3 月で終了予定でしたので予算計上をしていましたが、終了期間が 1 年延期され、平成 31 年 3 月まで使用可能となったことにより、84 万 8,000 円の減額調整を行っております。

これにより、1 款総務費および歳出合計額は 119 万 3,000 円の減額となり、補正後の額は 1,551 万 9,000 円となっております。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書 6 ページにお戻りください。

2 款繰入金につきましては、職員給料等の繰入を歳入見込み額に合わせて 119 万 3,000 円の調整減額を行っております。

これにより、歳入合計で 119 万 3,000 円の減額を行い、歳出の補正後の総額である 1,551 万 9,000 円と同額とするものです。

以上で、議案第 106 号の補足説明を終わります。議案第 105 号とともに、ご審議をよろしく申し上げます。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは、議案第 107 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は 239 ページでございます。予算書はピンク色の表紙となります。

ピンク色の表紙の 1 ページをお開きください。

今回の補正予算第 2 号は、既決の予算から歳入歳出それぞれ 3,342 万 2,000 円を減額して、歳入歳出予算の総額を 5,257 万 1,000 円とするものでございます。

それでは、主なものにつきまして、歳入歳出事項別明細書でご説明致します。

まず、歳出からご説明をさせていただきます。7 ページをお開きください。

歳出の 1 款総務費、1 項 1 目、一般管理費の 2 節、3 節、4 節は、常勤医師の人件費の減額等を行うものでございます。

13 節委託料は、代診医師の代診委託 216 万円の減額を行うものでございます。

8 ページをお開きください。

15 節工事請負費の 78 万 9,000 円の減額は、古くなりました空調設備工事の費用を計上してはりましたが、まだ壊れず使っておりますので、減額したものでございます。

18 節備品購入費の 67 万 5,000 円の減額は、県の医療機関等災害対策強化事業による災害用のポータブル発電機や蓄電池を購入する費用について、実績見込み額に減額調整するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をさせていただきます。6 ページにお戻りください。

歳入の 3 款県支出金、1 項 1 目、県補助金 33 万 7,000 円の減額は、先ほどご説明致しました発電機や蓄電池を購入する費用の減額に伴い、県補助金を実績見込み額に減額調整するものでございます。

次に、5 款繰入金、3 項 1 目、一般会計繰入金を 3,308 万 5,000 円減額し、歳入歳出予算の総額を 5,257 万

1,000 円に調整したものでございます。

以上で、議案第 107 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

提案理由の説明の途中ですが、ここで 2 時 40 分まで休憩致します。

休 憩 14 時 27 分

再 開 14 時 40 分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を続けます。

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは、議案第 108 号、平成 30 年度黒潮町一般会計予算につきまして、補足説明を致します。

本予算の概要等につきましては先ほど町長が述べましたので、私の方からは予算書に基づきまして、昨年と大きく変わった点、変更のあった点、また、特に重点を置いたことなどに絞って説明をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、一般会計当初予算の 1 ページをご覧ください。

平成 30 年度の当初予算につきましては、第 1 条で歳入歳出の予算総額を、歳入歳出それぞれ 97 億 5,000 万円と定めております。

前年度当初予算と比較しまして 6.9 パーセント、金額にしまして 7 億 2,000 万の大幅な減となっております。これも、町長が冒頭説明致しましたように、骨格予算によるものでございます。

また、第 2 条では債務負担行為を、第 3 条では地方債を、第 4 条では一時借入金の最高額を 15 億円と定めております。

そして、第 5 条では、歳出予算の流用を定めております。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書から説明を致します。45 ページをお開きください。

まず、1 款議会費は 7,608 万 4,000 円で、前年度比、額で 78 万 5,000 円、率で 1 パーセントの増となっております。ほぼ昨年と同様となっております。

次に、46 ページ。

2 款総務費は 22 億 8,308 万 7,000 円で、前年度比、額で 6 億 7,505 万 7,000 円、率で 22.8 パーセントの減となっております。

これは、庁舎建設費、および防災対策加速化基金への積立金の減によるものでございます。

主なものを説明させていただきます。

1 項 1 目、一般管理費は 3,386 万 6,000 円の増となっております。

この増の要因は、ふるさと納税寄付金につきまして、前年度より 5,000 万円多い 2 億 5,000 万円を見込んでおります。その関連予算として 2 億 1,890 万 4,000 円を計上しております。

内訳につきましては、48 ページ、8 節報償費でふるさと納税寄附金謝礼 1 億 2,500 万円と、12 節役務費で 49 ページの返礼品配送手数料 5,250 万円、13 節委託料に、ふるさと納税寄付金業務代行委託 1,911 万 6,000 円などを計上しております。

そのほか、一般管理費では昨年と同様となっております。

次に、51 ページ。

3 目財産管理費は3,280万2,000円の増となっております。

この増の要因は、53 ページ、15 節工事請負費の蜷川生活改善センター耐震改修工事1,645万9,000円や、54 ページ、19 節負担金補助及び交付金の集会所耐震改修事業補助金1,387万6,000円を計上し、避難所として指定をしております集会所の耐震補強を推進するものでございます。

次に、5 目財政管理費は1億9,658万5,000円の減となっております。

防災対策加速化基金1億8,350万3,000円は、県の交付金が2カ年に分けての交付になったことを受けまして半減となっております。

また、ふるさと納税基金は約5千万円増額し、2億5,002万円を計上しております。

次に、6 目企画費は3,189万2,000円の増となっております。

この増の要因は、56 ページ、15 節工事請負費の定住促進住宅整備工事1億2,000万など、移住者支援事業として総額1億6,290万4,000円を計上したところでございます。

少し飛びまして、61 ページをご覧ください。

11 目情報化推進費は3億7,964万8,000円で、5,583万円の減となっております。

この減の要因は、水道の中央監視装置整備工事や、防災拠点および観光拠点向け公共Wi-Fi導入工事の事業終了によるものでございます。

その他、主なものを申し上げますと、63 ページ、14 節使用料及び賃借料のシステム・ソフトウェア使用料8,311万7,000円、15 節工事請負費の国道改良に伴う伝送路整備工事5,000万円、64 ページ、28 節繰出金の情報センター事業特別会計繰出金1億6,166万8,000円を、昨年同様に計上をしております。

次に、12 目国土調査費は6,918万9,000円を計上しており、今年度は、昨年、補助金の配分により実施できなかった、灘、有井川地区0.4平方キロメートル、川奥地区0.55平方キロメートルを行うこととしております。

また飛びまして、次に75 ページをご覧ください。

3 款民生費は22億7,781万8,000円で、前年度比、額で694万2,000円、率で0.3パーセントの減となっております。

例年計上している事業も含め、主なものを説明致します。

1 項1 目、社会福祉総務費は3億7,430万9,000円で、ほぼ昨年と同様の内容となっております。

主な事業は、77 ページ、19 節負担金補助及び交付金の黒潮町社会福祉協議会への補助金4,269万3,000円や、28 節繰出金の国民健康保険特別会計繰出金2億3,316万5,000円などで、国保会計の繰出金の中には、法定外繰出金として6,000万円を昨年に引き続き計上をしております。

続いて、85 ページ。

2 項老人福祉費につきましても、ほぼ昨年同様となっております。

主なものを申し上げますと、87 ページ、19 節負担金補助及び交付金で、後期高齢者医療広域連合医療給付費の負担金1億9,133万1,000円と、88 ページ、20 節扶助費の老人保護措置費の3,500万円、それから、28 節繰出金では介護保険特別会計への繰出金2億5,735万1,000円、後期高齢者医療保険への繰出金7,650万円などでございます。

次に、3 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費は、90 ページとなります。

19 節負担金補助及び交付金の在宅子育て応援事業補助金2,492万円は、保育施設等を利用せず、在宅で子育てを希望する保護者を支援するものでございまして、第1子および第2子は月額2万円、第3子以降3万円を補助するもので、昨年に引き続き、約1千万円の増額し計上をしております。

2 目児童措置費は2,606万2,000円の減となっております。これは、19 節負担金補助及び交付金の施設型保

育給付分が減額となっております。

また、20節扶助費の児童手当は1億1,613万5,000円を計上しているところでございます。

95ページをご覧ください。

4款衛生費は5億5,284万1,000円で、前年度比、額で3,373万9,000円、率で5.8パーセントの減となっております。これは、幡多広域市町村圏事務組合清掃費負担金の減によるものでございます。

1項1目、保健衛生総務費から、続きまして、97ページの2目保健事業費、そして98ページ、3目の予防費、99ページ4目母子保健費は、人口減による予防接種委託費の減少はあるものの、各種、健康診断や医療費補助など、昨年同様の事業を計上しております。

そして100ページには、不妊治療補助金100万円などを昨年同様に計上をしております。

102ページ。

6目環境衛生費につきましては1,929万2,000円の減となっております。これは、移転補償に伴う水道会計繰出金の減などによるものでございます。

104ページ。

19節負担金補助及び交付金で、例年のとおり、合併浄化槽設置整備事業補助金として1,439万円を計上しております。

昨年同様に、5人槽を18基、7人槽を19基、10人槽を1基の見込みとしております。

続きまして、107ページ。

5款労働費は4,927万4,000円で、前年度比、額で91万4,000円、率で1.9パーセントの増となっております。

内容につきましては、昨年同様、町道維持管理用務と障がい者雇用、機構対応などを計上しております。

次に、108ページ。

6款農林水産業費は4億8,062万6,000円で、前年度比、額で2億1,339万円、率で30.7パーセントの減となっております。

まず、110ページ。

1項3目、農業振興費は1億6,263万6,000円で、8,004万8,000円の減となっております。

主なものを申し上げます。

111ページ。

19節負担金補助及び交付金に1億4,081万6,000円計上を致しました。

燃料タンク対策事業補助金1,308万円を、昨年に引き続き計上をしております。

112ページに移りまして、園芸用ハウス整備事業補助金は、昨年より約1億円減額して3,056万6,000円を計上しております

中山間地域等直接支払交付金4,183万5,000円は、昨年度より、急傾斜に加え、畑や緩やかな傾斜地も追加することとしております。

そして、昨年同様に、新規就農者研修支援事業費として867万5,000円、農業次世代人材投資資金経営開始型2,325万円などを計上しているところでございます。

次に、115ページ。

2項林業費の2目林業振興費は3,289万1,000円の減となっております。これは、高性能林業機械整備事業の事業終了などによるものでございます。

事業の主なものは、8節報償費の有害鳥獣捕獲報奨金1,351万円は、イノシシの1,000頭をはじめ、サル、

ハクビシン、シカ、カラス、アナグマ、タヌキの捕獲分を計上をしております。

次に、118 ページ。

一番下ですが、下段3項水産業費、2目水産業振興費は6,928万2,000円の減となっております。これは、佐賀地区漁業集落環境整備事業の減によるものでございます。

主な事業を節で説明致をします。120ページからとなります。

19節負担金補助及び交付金のうち、種子島周辺対策事業補助金935万4,000円は、漁業用機器の設置などに補助を行うものでございます。

今年度も種苗放流事業と致しまして365万6,000円を計上致しました。これは、アカアマダイおよびナマコを予定をしております。

佐賀漁港活餌事業補助金1,000万円は、水揚げ推進を図るものとなっております。

3目の漁業漁場整備事業費は2,826万8,000円となっております。

主な事業としまして、13節委託料のストックマネジメント調査費委託1,100万円計上しております。

これは、入野漁港および鈴漁港の測量設計委託となっております。

次に、123 ページです。

7款商工費は1億5,735万6,000円で、前年度比、額で1,051万3,000円、率で7.2パーセントの増となっております。

主なものを申し上げます。125 ページ。

1項2目商工振興費は3,984万7,000円で、15節工事請負費の共同作業場改修工事598万8,000円は、じいんず工房方を、それと道の駅改修工事1,366万8,000円は、ビオス大方のどちらもエアコンの改修工事を計上しております。

19節負担金補助及び交付金では、商工会運営費補助金425万円とともに、中小企業等融資保証料補給132万9,000円、中小企業等融資利子補給374万3,000円を、昨年引き続き計上致しました。

なお、次に計上しております商工経営資金貸付金50万円につきましては、制度切り替え前の残額分を計上しているところでございます。

次に、3目観光費は3,775万8,000円となっております。

主なものは、126 ページ、13節委託料の観光振興事業委託費1,000万円で、これはNPO 砂浜美術館に委託するものでございます。

また、引き続き、スポーツ活用型地域づくり事業委託1,121万8,000円を計上致しました。

続きまして、128 ページ。

4目産業推進費は4,747万4,000円となっております。

地方創生推進交付金の申請を行う事業と致しまして、129 ページ、13節委託料に、引き続き新産業創造事業総合業務委託738万2,000円を計上しております。

次に、129 ページ。

8款土木費は8億9,150万6,000円で、前年度比、額で5,776万円、率で6.9パーセントの増となっております。

1項1目、土木総務費は8,161万2,000円となっております。

主なものは、131 ページ、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費は3,995万3,000円で、132 ページ、15節工事請負費で町道維持管理費1,100万円など、昨年同様に計上をしております。

次に、2目道路新設改良費は5億3,355万円となっております。

主なものを説明致します。

13 節委託料は、社会資本整備事業の測量設計委託に 7,100 万円、134 ページになります、橋梁修繕委託として 2,050 万を計上しております。

また、15 節工事請負費の社会資本整備事業工事 2 億 9,700 万円は、湊川線、大井川馬荷線、拳ノ川若山線、荷稻拳ノ川線などを計画しております。

そして、高規格道路の推進を図るため、17 節公有財産購入費と、22 節補償補填及び賠償金に、窪川佐賀道路工事用道路用地購入費 3,604 万 3,000 円、補償費 4,938 万 4,000 円を計上しております。

続きまして、136 ページ。

5 項都市計画費は 1 億 8,360 万 7,000 円で、7,222 万 9,000 円の減となっております。これは、新庁舎横に併設となります防災広場などの工事費用が減額となったものでございます。

主なものは、137 ページ、下段の 2 目都市環境整備事業費 1 億 7,028 万 8,000 円で、内容につきましては、都市防災総合推進事業として、138 ページ、15 節工事請負費の避難施設整備工事 4,854 万円で 5 路線を計画しております。

防災まちづくり拠点施設整備工事 8,400 万円は、浮津と出口地区の集会所などの整備を計画しております。

18 節備品購入費の災害復旧用の資機材整備 900 万円は、毛布や浄水器などを購入するものでございます。

19 節負担金補助及び交付金の 1,000 万円は、老朽住宅除去事業で 10 件を見込んでいるところでございます。

次に、141 ページをご覧ください。

9 款消防費は 9 億 8,214 万 2,000 円で、前年度比、額で 1 億 8,923 万 4,000 円、率で 23.9 パーセントの増となっております。

1 項消防費、1 目常備消防費は 6,885 万 8,000 円増となっており、これは、19 節負担金補助及び交付金の訓練塔建設工事に伴う、黒潮消防署建設負担金 8,900 万円の計上によるものでございます。

143 ページ。

3 目消防施設費は 4,698 万 4,000 円で、624 万 8,000 円の増となっております。

事業の主なものとしまして、144 ページ、15 節工事請負費の防火水槽設置工事 1,400 万円は、伊田と荷稻地区に設置予定としております。

次に、4 目防災費は 5 億 6,195 万 2,000 円で、1 億 1,481 万 7,000 円の増となっております。これは、防災拠点建築物木造住宅耐震事業の増によるものでございます。

主なものは、11 節需用費の消耗品の 1,563 万 3,000 円で、備蓄品の非常食、飲料水、毛布等でございます。

それから、13 節委託料、地区防災計画作成共同研究委託 381 万 5,000 円は、昨年を引き続き、地区防災計画の作成活動におきまして、大学等の専門機関に調査研究を委託するものでございます。

木造住宅耐震委託 678 万 9,000 円は、200 件分の耐震診断士派遣事業になります。

次に、146 ページ。

15 節工事請負費の避難道等整備工事 4,000 万円は、用地などの承諾をいただける 4 件分を予定をしております。

147 ページ。

19 節負担金補助及び交付金の、木造住宅耐震改修工事費補助金 1 億 6,500 万円は、150 戸を見込んでおります。

木造住宅耐震改修設計費補助金 6,000 万円は、200 戸分を計上致しました。

また、ブロック塀対策費補助金と致しまして 7,500 万円（資料では 750 万円）、25 件分を予定しております。

防災拠点建築物耐震事業補助金 1 億 3,347 万 7,000 円は、防災拠点となり得る土佐ユートピアカントリークラブの耐震補強工事への補助を計上しております。

緊急輸送道路等沿道建築物耐震事業補助金 1,220 万 8,000 円は、国道 56 号線沿いの建築物につきまして、3 件分の耐震診断および設計を行うための補助金を計上しております。

次に、10 款教育費は 6 億 4,258 万 5,000 円で、前年度比、額で 5,888 万 7,000 円、率で 10.1 パーセントの増となっております。

148 ページ。

まず、1 項教育総務費、2 目事務局費でございますが、1,651 万 8,000 円の減となっております、人件費の減が主な要因でございます。

主な事業内容は、150 ページ、13 節委託料はスクールバス運行委託で、5 ルート計上しておりますが、昨年より微増となっております。

放課後子ども教室事業委託 1,423 万 2,000 円は、例年のとおりでございます。

次に、152 ページの下段になります。

2 項小学校費、1 目学校管理費は 2 億 1,189 万 6,000 円となっております。

主なものを申し上げますと、155 ページ。

15 節工事請負費の入野小学校校舎改修工事 1 億 2,000 万円を、設計委託 544 万 4,000 円とともに計上しております。

次に、2 目教育振興費は 4,050 万 5,000 円で、ほぼ、昨年と同様になっております。

主なものは、7 節賃金の学校支援員 1,518 万 3,000 円。8 名分と、多忙化解消支援員 379 万 6,000 円は、2 名の雇用を計画しているところでございます。

また、156 ページの 20 節扶助費の要・準要保護児童援助費も昨年同様、628 万 6,000 円計上しております。

次に、157 ページ。

3 項中学校費、1 目学校管理費は 3,117 万 7,000 円で、昨年同様の内容、金額となっております。

159 ページ。

2 目教育振興費も 2,147 万 3,000 円で、昨年同様の内容、金額となっております。

主なものは、7 節賃金 569 万 4,000 円で、小学校同様に、学校支援員 379 万 6,000 円、多忙化解消支援員 189 万 8,000 円を計上しております。

次に、161 ページ。

4 項社会教育費は 8,133 万 6,000 円で、昨年同様の内容、金額となっております。

主なものは、166 ページ、5 目図書館費の 13 節委託料、大方あかつき館等の指定管理業務委託 2,763 万 4,000 円を計上しております。

次に、168 ページ。

5 項保健体育費も 1 億 1,761 万 8,000 円で、はだしマラソン大会、アクアスロン大会なども、昨年同様の内容、金額となっております。

170 ページ。

2 目学校給食費も 1 億 348 万 3,000 円で、171 ページの 11 節需要費の賄材料費 4,105 万 2,000 円、委託料の学校給食センター調理等業務委託 3,822 万 2,000 円なども、昨年同様に計上しております。

次に、172 ページ。

11 款災害復旧費は 5,466 万 9,000 円で、23 万 2,000 円の増となっております。

昨年同様の内容で計上しており、緊急時の災害対応ができるように枠取り予算としたものでございます。

次に、175ページの12款公債費は12億8,684万8,000円で、前年度比、額で1億674万2,000円、率で7.7パーセントの減となっております。

昨年、繰上償還を行ったことにより減となっております。

次に、13款予備費は1,516万4,000円計上致しております。

歳出の説明は、以上でございます。

それでは、続いて歳入を説明致しますので、14ページにお戻りください。

まず、1款町税は8億2,408万8,000円見込みました。

前年度比、額で171万1,000円、率で0.2パーセントの減となっており、昨年度と同様に見込んでいるところでございます。

15ページ。

2款地方譲与税から、次の17ページの9款地方特例交付金までは、地方財政計画の伸び率と県の試算見込みにより計上をしております。

その中で、6款地方消費税交付金は1億8,890万円は、昨年に引き続き6,000万円を国保の繰出金に、そして、2,580万円を国民健康保険直診会計の繰出金の財源とすることとしております。

次に、10款の地方交付税は39億円で、前年度比では2億円、4.9パーセントの減となっております。

これは、地域経済雇用対策費が廃止されたことや、合併算定替えの縮減によるものでございます。

次のページ、18ページ。

12款分担金及び負担金は1,856万3,000円で、702万8,000円の減となっております。これは、急傾斜地崩壊対策事業分担金の減などによるものでございます。

次に、19ページ。

13款使用料及び手数料は3億7,406万6,000円で、1,979万3,000円の減となっております。

これは、20ページ、2目民生使用料、4節児童福祉使用料の保育料現年分2億6,647万円につきまして、前年度比2,223万7,000円の減額が主な要因となっております。

次に、23ページ。

14款国庫支出金は9億5,742万円で、1億235万3,000円の増となっております。これは、施設の耐震補強事業の増などによるものでございます。

その他、説明欄に記載があります補助金は、歳出のそれぞれの事業に対する補助金を見込んでいるところでございます。

それから、26ページ。

15款県支出金は9億4,511万7,000円で、4億3,397万1,000円の減となっております。

これは、30ページの7目1節、消防費補助金の津波避難対策等加速化臨時交付金などの減によるものでございます。

その他の県支出金につきましても、説明欄に記載があります補助金は、歳出のそれぞれの事業に対する補助金を見込んでいるところでございます。

次に、34ページ。

17款寄付金は2億5,140万5,000円で、4,955万円の増となっております。

これは、1項2目、総務費寄付金、1節ふるさと納税寄付金2億5,000万円によるものでございます。

次に、35ページ。

18 款繰入金は9 億 217 万 2,000 円で、2 億 2,841 万 5,000 円の減となっております。

これは、5 目新しいまちづくり基金繰入金におきまして、庁舎移転補償費の終了によるものでございます。

20 款諸収入は1 億 3,610 万 9,000 円で、2,080 万 1,000 円の増となっております。

これは、39 ページ、2 目雑入、2 節総務費雑入の伝送路移転補償金 2,700 万円の増によるものでございます。次に、41 ページ。

21 款町債は11 億 1,930 万円で、2,250 万円の減となっております。

事業名をそれぞれ説明欄に記載しておりますので、ご確認をいただければと思います。

歳入の説明は以上で終わります。

9 ページにお戻りください。

これは第2 条関係で、第2 表債務負担行為でございます。

商工経営資金に 400 万円、水産業経営資金に 1 億 2,000 万円、昨年度より行っております中小企業等融資保証料補給に 544 万 6,000 円の債務負担行為を計上致しております。

次に、10 ページ。

第3 表関係で、第3 表地方債でございます。

30 年度は、合計 11 億 1,930 万円を限度としており、起債の利率につきまして、5 パーセントから 3 パーセントに変更をしております。

なお、この金額は、先ほど 41 ページの 21 款町債の計と同額となるものでございます。

以上で、大変長くなりましたけれども、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは、議案第 109 号、平成 30 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は 241 ページでございます。予算書の方は、この薄茶色の色をご用意ください。

1 ページをお開きください。

第 1 条では、この予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 331 万 1,000 円と定めるものです。前年度当初予算と比較しまして 19.9 パーセント、82 万 4,000 円の減となっております。

この主な要因は、公債費の償還が進んできたことによる減額となっております。

それでは、詳細につきまして、まず歳出事項別明細書から説明をさせていただきます。8 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項 1 目の償還推進事業費は 163 万 4,000 円を計上し、28 節一般会計繰出金 122 万 5,000 円の収支調整により、前年度に比べ 26 万 2,000 円の増額となっております。

2 款公債費は 137 万 7,000 円を計上しており、前年度比 108 万 6,000 円の減額となっております。

内訳は、1 項 1 目の元金 131 万 3,000 円は、前年度比 100 万 1,000 円の減額となっております。

2 目利子 6 万 4,000 円は、前年度比 8 万 5,000 円の減額となっております。

以上の減額については、償還が進んできたことによるものです。

9 ページをご覧ください。

3 款予備費につきましては、前年度と同額の 30 万円を計上しております。

次に、歳入を説明致します。6 ページにお戻りください。

1 款県支出金、1 項 1 目、住宅新築資金等貸付助成事業費県補助金は、前年度並みの 22 万 1,000 円を計上し

ております。

2 款繰入金、および 3 款繰越金につきましては、枠取り予算となっております。

4 款諸収入 308 万 8,000 円は、償還が進んだことにより、前年度比 81 万 4,000 円の減額で計上しております。

7 ページをご覧ください。

1 項 1 目 1 節、貸付金の現年度分元金として 21 万円を計上し、3 節に滞納繰越分元金として 252 万円を計上しています。その利子分として、2 節に 6,000 円、および 4 節に 35 万円を計上し、これまでの収納率などを勘案致しまして計上しております。

2 項延滞金、および 3 項雑入は、枠取り予算となっております。

この会計はご存じのとおり、貸付は現在ありませんので、貸付金の回収のみとなっております。今後も、地道な償還相談の積み重ねによりまして、未納分の回収に全力を挙げていきたいと考えております。

以上で、議案第 109 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは、議案第 110 号、平成 30 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算につきまして、補足説明を致します。議案書は 242 ページ、予算書は水色のものになります。

予算書の 1 ページをお開きください。

今回の予算は、歳入歳出とも、総額 1,840 万 2,000 円としています。

事項別明細書に基づきご説明を致します。予算書 8 ページの歳出の欄をご覧ください。

1 款 1 項 1 目 21 節、奨学金の貸付金は総額で 1,524 万円を見込んでいます。

この内訳は、継続貸付者のうち高等学校通学者が 8 件で 192 万円、大学通学者が 19 件で 672 万円、30 年度から新規に貸し付ける者のうち、高等学校通学者を 5 件、1,200 万円、大学通学者を 15 件、5,400 万円と見込み、合計 47 件、1,524 万円を見込んでいるものでございます。

歳入についてご説明を致します。予算書は 6 ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目 1 節、貸付金戻入現年分は 1,754 万円、滞納繰越分を 80 万円と見込み、合計で 1,834 万円を見込んでいます。

30 年度につきましては、貸付額に対して貸付金戻入額が上回るため、311 万 7,000 円の基金の積み立てを予定しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは、議案第 111 号、平成 30 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について、補足説明を致します。議案書は 243 ページにあり、予算書はサーモンピンクの表紙のものとなります。

この予算につきましては、特別職 3 名、一般職 203 名に係る人件費の事務処理の効率化を図るため、水道事業会計を除く人件費を一元管理している特別会計となります。

予算書 1 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 15 億 6,340 万 1,000 円とするものとなっております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款 1 項 1 目、給与等集中処理費の 2 節の給料、3 節職員手当、4 節の共済費につきましては、特別職 3 名、一般職 203 名分の人件費 15 億 6,340 万 1,000 円を計上しております。

前年度対比で 2,477 万 9,000 円、率にしまして約 1.6 パーセントの増額となっております。

増額の主な理由につきまして説明を致します。10 ページの給与費明細書をお開きください。

10 ページ上段の総括では、本年度と前年度の比較を表しておりますので、比較の欄をご覧ください。

職員数 6 名増により、給与費の中で、職員手当につきましては減額となっておりますが、給料や共済費を含めたトータルで増額となっております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書 6 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、諸収入の 1 節給与等振替収入につきましては、各会計からの給与等振替収入となっており、歳出額の合計と同額である 15 億 6,340 万 1,000 円を計上しております。

以上で、議案第 111 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは、議案第 112 号、平成 30 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は 244 ページでございます。予算書の方は、この黄色の予算書をご用意ください。

1 ページをお開きください。

第 1 条で、この予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 19 億 2,422 万 8,000 円と定めるものです。前年度当初予算と比較致しまして、約 16.3 パーセント、3 億 7,549 万 4,000 円の減額となっております。

この主な要因は、国民健康保険の都道府県化への制度改正により、平成 30 年度から高知県が保険者に加わり、これまで黒潮町で受けていた国からの交付金などが県に統一されることとなるため、黒潮町の歳入は、国保税収入と医療費に対する交付金と保健事業などに対する交付金、一般会計からの繰入金となり、縮小されるためです。

第 2 条は、一時借入金の最高額を 1 億 3,000 万円と定めるものです。

第 3 条では、歳出予算の流用を定めるものです。

それでは、まず詳細につきまして、歳出事項別明細書から説明を致します。16 ページをお開きください。

1 款総務費、5,077 万 1,000 円で、前年度比 1,015 万 1,000 円の減となっております。

1 項 1 目、一般管理費 4,832 万 2,000 円は、前年度比で 1,026 万円の減額となっており、委託料の減額と繰出金の科目替えによる減額が主な要因となっております。

内容と致しましては、国保新制度に対応するためのシステム改修の完了による委託料の減額と、国民健康保険直診会計繰出金の 8 款諸支出金への科目替えによる減額でございます。

17 ページをご覧ください。

2 目連合会負担金として、平成 29 年とほぼ同等の 156 万 9,000 円を計上しております。

2 項 1 目賦課徴収費は、52 万 8,000 円を計上し、前年度比 10 万 1,000 円の増となっておりますが、封筒の印刷製本費と納付書などの郵便料の増額によるものです。

18 ページをお開きください。

2 款保険給付費は 13 億 6,088 万 1,000 円、前年度比 9,005 万 1,000 円の減額を見込みました。

1 項療養諸費は 11 億 6,322 万 8,000 円ですが、そのうち、1 目一般被保険者療養給付費の 11 億 2,350 万円は、平成 29 年度の決算見込み額に医療費の自然増を加え、前年度比 9,551 万 4,000 円の減額としました。

また、2 目退職被保険者等療養給付費につきまして、制度として新規加入者がいないため減額となっております。

19 ページをご覧ください。

2 項高額療養費は、1 億 9,240 万円を計上していますが、そのうち、1 目一般被保険者高額療養費の 1 億 8,550 万円は、平成 29 年度の決算見込み額に医療費の自然増を加え、前年度比 603 万 6,000 円の増額を計上しました。

20 ページをお開きください。

3 款国民健康保険事業費納付金は、新制度への移行により新設された科目でございます。高知県へ納付しなければならない金額を計上しました。

高知県は、県全体に必要な保険給付費を算定し、そこから公費を足し引きして保険料収納必要額を出します。ここから算出した高知県全体の納付金総額のうち、黒潮町が負担する納付金は 4 億 3,468 万円となりました。黒潮町は、所得水準、医療費水準とも、高知県の約 2 パーセントを占めることとなります。

21 ページをご覧ください。

4 款共同事業拠出金は、これまで、急激な医療費の増加に対しまして、県内の市町村における国保財政の安定を共同で補てんするための制度でしたが、平成 30 年度からの新制度は、保険給付に必要な費用は都道府県から市町村に全額交付されることから廃止されることとなりました。しかしながら、年金受給権者一覧表に係る費用の負担をすることがあるため、1,000 円を計上し枠取り予算としました。

22 ページをお開きください。

5 款保健事業費は 2,075 万 5,000 円で、前年より 13 万 1,000 円の増額を計上しております。

その内訳は、1 項 1 目、保健衛生普及費は、健康づくりや食生活の改善事業費に係る経費および医療費通知費として 307 万 3,000 円を計上しました。142 万 8,000 円の増額は、平成 29 年度は一般管理費に計上しておりました後発医薬品促進委託料を科目替えにより、保健衛生普及費に計上したことによる増額です。

2 項 1 目、特定健康診査等事業費は、受診率約 55 パーセント相当の健診委託料から、平成 30 年度目標受診率である 50 パーセントの健診委託料に修正し、前年度より 221 万 8,000 円を減額し、新規事業として 20 代、30 代を対象とした若者健康診査料として 67 万 9,000 円を計上致しております。

6 款 1 項 1 目、財政調整基金積立金は、収支調整分として 4,177 万 5,000 円を計上しました。

24 ページをお開きください。

8 款諸支出金は 536 万 4,000 円を計上し、前年度より 300 万円の増額を計上しています。1 項は、前年度と同額を計上しております。

26 ページをお開きください。

2 項 1 目、直営診療施設勘定繰出金の 300 万円は、先に説明を致しました一般管理費からの科目替えをした国民健康保険直診会計繰出金によるものです。

9 款予備費については、平成 29 年度と同額の 1,000 万円を計上しております。

続きまして、歳入の説明を致します。7 ページへお戻りください。

1 款国民健康保険税は、これまで国税収を収納率 100 パーセントで予算化をしていましたが、実際 96 パーセントの収納率ですので、国の調整交付金で調整をして単年度収支を整えていました。今回ご提案させていただいている法定外繰入を認めていただき、実際の国税収で収支が整うこととなりますので、予算の組み方を収納率 100 パーセントではなく、実際の 96 パーセントにしております。そのため 2,727 万 1,000 円を減額し、3 億 519 万円を計上しています。

9 ページをご覧ください。

3 款県支出金 13 億 8,542 万 3,000 円は、前年度より 12 億 3,907 万 1,000 円の増額を計上しておりますが、これは制度改正により高知県から保険給付費が交付されることによる増額です。

10 ページをお開きください。

5 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は 2 億 3,316 万 5,000 円で 1,465 万 7,000 円の減額を計上しました。

その内訳は、1 節から 6 節までの決められた負担による法定内繰入金が 1 億 7,316 万 5,000 円と、6 節のその他繰入金として、法定外繰入金を 6,000 万円計上させていただきました。

法定外繰入につきましては、平成 25 年度決算時の 1 億 8,000 万円の累積赤字解消のため、平成 27 年度から 3 年間は 6,000 万円を一般会計から繰り入れさせていただきましたが、その間さらに医療費が増大し、累積赤字額が平成 27 年度決算で約 2 億 3,687 万円に増額していました。その後、医療費が下がったことなどにより、累積赤字額も平成 28 年度決算で約 1 億 728 万円に減額し、平成 29 年度決算でも累積赤字額の減額が見込まれていますが、累積赤字の解消にはまだ至っておりません。

また、新制度への移行により、高知県に納めなければならない納付金の中には、2 年前の前期高齢者交付金精算額が含まれております。また、療養給付費交付金については毎年返還金が発生しており、この 2 つについては平成 29 年度までの精算分と言えます。

平成 30 年度から新制度移行に向けて、これまでの赤字は解消しておかないと、被保険者の減少と前期高齢者の増加、医療の高度化などから平成 31 年度以降の収支が厳しくなる可能性が高いため、これらのさらに積み上がった赤字部分については、法定外繰入を行うこととさせていただきたいと思っております。

次に、11 ページ 6 款繰越金から、14 ページ雑入までは、平成 29 年度とほぼ同額を計上致しました。

以上で、議案第 112 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願致します。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、議案第 113 号、議案第 114 号について補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 113 号の平成 30 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について、補足説明を致します。議案書は 245 ページとなります。予算書はオレンジ色の表紙のものとなります。

予算書 1 ページをお開きください。

歳入歳出の予算の総額を、それぞれ 16 億 5,873 万 5,000 円とするものです。

保険給付費等につきましては、前年度の実績見込額などを基に計上しているところですが、6 ページ、7 ページの総括表のとおり、前年度予算より、総額で 5,094 万 5,000 円の減額となっており、前年度対比で約 3 パーセントの減額となっております。

歳出から、主なものを説明させていただきます。14 ページの歳出事項別明細書をご覧ください。

1 款総務費 4,507 万 4,000 円のうち、1 項総務管理費につきましては、介護保険事業に係る職員給料などの事務費を計上しておりますが、前年度は 13 節委託料の第 7 期介護保険事業計画委託料と 19 節負担金補助金及び交付金のグループホーム優夏の立替事業費補助金があったことなどから、合計額で 4,516 万 5,000 円の減額となっております。

16 ページの下段の 2 款保険給付費につきましては、総額で 15 億 6,070 万円を、前年度の実績見込み額からそれぞれ負担率に応じて算出して計上しております。前年度と比較して 702 万円の減額となっております。

18 ページ、3 款地域支援事業費につきましては、1 項 1 目、介護予防・生活支援サービス事業費として 2,099 万 5,000 円を計上しております。

13 節委託料では、通所型短期集中運動機能向上サービスの委託料として 582 万円を計上しています。

19 ページ、2 目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、442 万 1,000 円を地域包括支援センターの職員給料や事務費などとして計上しております。

20 ページ、13 節委託料では、総合事業対象者の介護予防ケアプランを策定する場合の居宅介護支援事業所などへの委託料として 35 万 8,000 円、包括支援システムのバージョンアップ委託料として 84 万 8,000 円を計上しております。

2 項 1 目、一般介護予防事業費につきましては、地域に住む高齢者に対する介護予防に関する事業の経費として 566 万 5,000 円を計上しております。

21 ページ、13 節委託料では、認知症予防の脳のちよいトレ教室を NPO 法人への委託料として 90 万円、また、三世代ふれあい健診を高知大学への委託料として 40 万円を計上しております。

21 ページ、3 項包括的支援事業・任意事業につきましては、前年度と比較して 276 万 7,000 円の減額となっております。

この 3 項につきましては、生活支援体制整備事業を平成 30 年度から、あったか事業として取り組むことによる減額となっております。

23 ページ、3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては 773 万 1,000 円を計上し、適正な業務の執行状況に合わせて、1 名分の職員給料等を計上しております。

24 ページ、4 目任意事業につきましては 780 万 4,000 円を計上しています。

25 ページ、5 目在宅医療・介護連携推進事業費、7 目認知症総合支援事業費、26 ページ、8 目地域ケア会議推進事業費につきましては、介護保険制度の改正に伴い、取り組む事業に係る経費として計上しているものとなります。

最後に、4 款基金積立金から 7 款予備費までにつきましては、前年度とほぼ同額を計上しております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書 8 ページにお戻りください。

1 款保険料につきましては、3 億 1,050 万円を見込んでおります。前年度と比較して 1,581 万円の増額となっております。

これは、前年度の実績見込み額および保険料の改定により増額を見込んでおります。

3 款国庫支出金につきましては 4 億 959 万 8,000 円を見込んでおります。

9 ページ、2 号被保険者の保険料である 4 款支払基金交付金では 4 億 2,936 万 9,000 円を、10 ページ、5 款県支出金では 2 億 4,746 万 2,000 円を見込んでおります。

これらの歳入につきましてはそれぞれの負担率に応じて算出しており、この減額の主な要因は、それぞれの負担率が引き下げられたことに伴う減額によるものです。

次に、11 ページ、7 款繰入金の 2 億 6,146 万 4,000 円のうち、1 項一般会計繰入金の 2 億 5,735 万 1,000 円につきましては、町が負担すべき負担率に応じた給付費繰入金と補助対象外経費などを計上しており、増額となっております。

主な要因としましては、人事異動に伴う人件費等による 159 万 1,000 円の増額となっております。

また、12 ページの、介護保険事業の財政の調整を行います 7 款 2 項 1 目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、前年度と比較して 243 万 3,000 円の増額となっております。

8 款繰越金以降 10 款町債までは、前年度とほぼ同額となっております。

以上で、議案第 113 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 114 号、平成 30 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について、補足説明をさせて

いただきます。議案書は246ページになります。黄土色の予算書をご覧ください。

予算書1ページより説明致します。

歳入歳出の予算総額を、それぞれ1,728万3,000円とするもので、4ページおよび5ページの総括表のとおり、前年度と比較して総額で51万1,000円の増額となっており、前年度比で3パーセントの増となっております。

まず、歳出から説明致します。7ページの歳出事項別明細書をお開きください。

職員給料と非常勤職員の報酬や事務経費等を計上している項目である1目一般管理費は、合計額で1,708万3,000円を計上し、前年度と比較して51万1,000円の増額となっております。

ここで支出される地域包括支援センターの職員給与は1,271万9,000円を計上しています。前年度と比較して、給与改定により64万9,000円の増額となり、1目一般管理費の増額の主な要因となっております。

また、8ページ、13節委託料につきましては、介護予防サービス事業委託料として、総合事業によらないサービスを利用している方のケアプラン策定委託料を昨年度と同額の45万1,000円の計上と、地域包括支援センターシステムバージョンアップ委託として、現行システムのバージョンアップが平成30年3月で終了予定でしたが、終了期間が1年延期され平成31年3月までとなったため、84万8,000円を計上しております。

6ページに戻っていただきまして、歳入につきまして説明させていただきます。

1款サービス収入としまして、介護予防サービス計画費収入として112万円を計上しております。前年度と比較して25万8,000円の増額となっております。

また、2款1項1目、一般会計繰入金で1,616万2,000円を計上し、職員給料と事務費などの歳出に対する不足分を調整し計上しております。

以上で、議案第114号の補足説明を終わります。議案第113号と併せて、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

提案理由の説明の途中ですが、この際、4時10分まで休憩致します。

休 憩 15時 55分

再 開 16時 10分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を続けます。

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは、議案第115号、平成30年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は247ページでございます。予算書はピンク色の表紙となります。

ピンク色表紙の1ページをお開きください。

今回の当初予算は、歳入歳出予算の総額を8,506万円とするものでございます。

なお、平成30年度の予算は、厚生労働省から予算編成の通知が示されたことから、平成29年度の予算とは目の名称等が若干変更されておりますのでご了承ください。

それでは、主なものにつきまして歳入歳出事項別明細書でご説明を致します。

まず、歳出からご説明させていただきます。9ページをお開きください。

歳出の1款総務費、1項1目、一般管理費の2節給料、3節職員手当、4節共済費は、医師を含めた3名分の

人件費を計上しております。

10 ページをご覧ください。

13 節委託料 1,194 万 2,000 円は、主に代診医師の委託料と医療事務機器の保守点検費用などでございます。

11 ページをご覧ください。

15 節工事請負費 78 万 9,000 円は、古くなりました空調設備の改修工事の費用でございます。

12 ページをご覧ください。

2 款医業費、1 項 1 目、医療用機械器具費の 13 節委託料 91 万 5,000 円は、レントゲン等の医療機器の保守点検費用でございます。

13 ページの方をご覧ください。

3 目医療用衛生材料費の 11 節需用費 1,400 万円は、医薬品の購入費用でございます。

続きまして、歳入についてご説明をさせていただきます。6 ページにお戻りください。

歳入の 1 款診療収入は、前年度当初予算比 3.3 パーセント増の 2,197 万円を見込んでおります。

7 ページをご覧ください。

4 款繰入金、1 項 1 目の一般会計繰入金に 5,997 万 3,000 円を計上致しまして、予算の調整をさせていただきました。

続いて、3 項 1 目の事業勘定繰入金につきましては、本年度の決算見込みを参考にしながら、昨年と同額の 300 万円を計上しております。これは特別調整交付金として、へき地直営診療所運営費として交付されるものでございます。

以上で、議案第 115 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは、議案第 116 号、平成 30 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は 248 ページでございます。予算書の方は、水色の予算書をご用意ください。

それでは、1 ページをお開きください。

第 1 条で、この予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 104 万 7,000 円と定めるものです。前年度と比較しまして約 4 パーセント、776 万 5,000 円の増となっております。

増額の主な要因は、歳出の 1 款一般管理費の医療費適正化等推進事業委託費、および 2 款の後期高齢者医療広域連合納付金の増額でございます。

第 2 条は、一時借入金の最高額を 1 億 5,000 万円と定めるものです。

それでは、詳細につきまして、まず歳入歳出事項別明細書で歳出から説明をさせていただきます。10 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般管理費は 682 万 6,000 円を計上しております。前年度と比べると 102 万 1,000 円の増額です。これは 13 節委託料に、平成 29 年度から取り組んでいます高齢者の低栄養防止と重症化予防を推進するための医療費適正化等推進事業を平成 30 年度も引き続き実施し、保健指導回数を増加させるための総額です。

11 ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金は 1 億 9,297 万 1,000 円を計上しております。これは、19 節負担金補助及び交付金の後期高齢者医療広域連合納付金が、広域連合からの通知により前年と比較して 674 万 4,000 円の増額となったものでございます。

3 款町支出金と 4 款予備費は、平成 29 年度と同額を計上しております。

続きまして、歳入についてご説明を致します。6 ページにお戻りください。

1 款後期高齢者医療保険料は 1 億 1,519 万 5,000 円で、前年度比 842 万 6,000 円の増となっております。

その内訳は、1 項 1 目、特別徴収保険料ですが、現年度分 8,524 万 3,000 円を計上し、2 目普通徴収保険料は 2,995 万 2,000 円を計上しております。この保険料は、後期高齢者医療広域連合より通知のあった保険料の納付金に相当するよう調整した額としたものとなっております。

次に、7 ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目、事務費繰入金は、歳出の事務費相当額 583 万 2,000 円を計上しており、平成 30 年度の後期高齢者健康審査の増加を見込み 108 万 7,000 円の増となっております。

2 目の保険基盤安定繰入金の 7,066 万 8,000 円は広域連合からの通知額を計上させていただき、317 万円の減を見込んでおります。

4 款 1 項 1 目、繰越金 450 万円は平成 29 年度の歳入となる保険料で、3 月から 5 月に入金する普通徴収保険料は平成 30 年度に広域連合へ納付することとなりますので、その額を見込んでおります。

5 款諸収入は 482 万円で、142 万 2,000 円の増額を計上しておりますが、先ほど説明致しました医療費適正化等推進事業費委託料の財源として歳入の増額と、後期高齢者健康審査委託料の増額を見込んでいます。

そのほかは、予算枠取りのため前年度と同額を計上しております。

以上で、議案第 116 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは、議案第 117 号、平成 30 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算につきまして、補足説明を致します。議案書の方は 249 ページとなっております。予算書の方は、緑色の予算書を見ていただきたいと思います。

1 ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,752 万 1,000 円とするものでございます。対前年度比は、金額にして 15 万 1,000 円、率にして 0.4 パーセントの増となっております。

増額の主な要因は、前年度の実績見込額を踏まえて、需用費および委託料の物件費を増額したことによるものでございます。

それでは、詳細につきまして事項別明細書 9 ページをお開きください。

前年度と変更になっている部分について説明を致します。

1 款 2 項 1 目の農業集落排水維持費で 15 万 4,000 円の増額となっております。

増額の内容は、11 節需用費の修繕料を 10 万円増額致しまして 100 万円としております。

10 ページの委託料の水質検査委託を 5 万 4,000 円増額しまして 88 万 6,000 円としております。

これらの総額は、前年度の実績見込額および見積もりに基づいて予算計上をしているところでございます。

その他、歳出につきましては昨年と同様となっております。

これに対する歳入でございますが、6 ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目の農業集落排水使用料につきましては、29 年度の実績を見込みまして 650 万 5,000 円を計上致しました。前年度比では 10 万 8,000 円の減となっております。

次に、7 ページの、3 款 1 項 1 目の一般会計繰入金 3,078 万 8,000 円によりまして、収支調整を行っている

ころでございます。

以上、ご審議をよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、議案第 118 号、平成 30 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についての補足説明をさせていただきます。議案書は 250 ページです。また、表紙がグレーの予算書をお願い致します。

予算書 1 ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 536 万 3,000 円と定めております。

それでは、詳細について説明させていただきます。8 ページの事項別明細書の歳出をお開きください。

1 款事業費、1 項 1 目の事業費ですが、維持管理的経費として 184 万 4,000 円を計上しております。これは、平成 29 年度予算の決算見込み額で計上しております。

次に、2 款公債費、1 項の公債費ですが、331 万 9,000 円を計上しております。これは、償還元利金と利息分であります。

次に、歳入でございます。6 ページにお戻りください。

2 款 1 項 1 目の使用料でございますが、これは 80 万円を計上しております。これは、平成 29 年度予算の決算見込み額を計上しております。

次に、3 款 1 項 1 目の一般会計繰入金につきましては 454 万 3,000 円を計上しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは、議案第 119 号、平成 30 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は 251 ページとなります。予算書の方は、若草色の予算書となります。

それでは、予算書の 1 ページをお開きください。

この予算は、黒潮町情報センターの設置及び管理運営に関するものであり、歳入歳出それぞれ 2 億 7,441 万 5,000 円とするものです。

これは、対前年度比として、金額にして 722 万 2,000 円、2.6 パーセントの減となっております。

減額の主な要因は、町債のうち公債費償還が減ったことにあります。なお、情報センター事業における地方債の調書につきましては 13 ページに掲載しております。

それでは、詳細につきまして歳入歳出事項別明細書で説明を致します。

まずは、歳出から説明を致します。8 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般理管理費で 5 万 6,000 円の減額となっているのは、修繕料を見直したことが主な原因となっております。

1 節報酬では、3 名の嘱託職員を計上しています。

11 節需用費で、保守部品の修繕料を減額しております。需要費の電気料 371 万 5,000 円、12 節役務費の情報通信基盤施設の保険料 99 万 3,000 円が大きなものとなっております。

1 款 1 項 2 目、財産管理費で 88 万 8,000 円の減額となっているのは、光ネットワーク運用保守委託料を見直したためです。

12 節役務費では、伝送路の保守料 2,440 万円が主なものであり、内訳は、支障移転費分 1,200 万円、設備改修費分 1,000 万円、サービス業務保守 240 万円となっております。

13 節委託料では、光ネットワーク運用の基本的な保守委託料 2,678 万 4,000 円が主なもので、その内容は、通信設備運用費、放送設備運用費および線路監視費等となっております。

14 節使用料及び賃借料は、四国電力および NTT 等の電柱共架料および土地使用料でございます。

2 款 1 項 1 目、放送サービス提供事業、13 節委託料は昨年度と同額で、自主放送の制作を委託するものです。5 万 2,000 円の増額となっているのは、14 節使用料及び賃借料で、使用料の区域外放送分が追加となったことによるものでございます。

10 ページ、2 款 1 項 2 目、通信サービス提供事業では 90 万 5,000 円の減額です。これは、バックアップ回線使用料を減額したことが要因となっております。

12 節役務費は、インターネットサービス業務のために上位プロバイダーへ支払う情報通信経費です。

14 節使用料及び賃借料の内容は、番組配信回線利用料です。

3 款 1 項 1 目、公債費の元金では、415 万円の減、2 目公債費の利子につきましては 127 万 5,000 円の減額となっております。これは、公債費の基金造成分が減少したことによるものでございます。

4 款 1 項 1 目の予備費につきましては、平成 29 年度と同額の 100 万円です。

次に、歳入について説明を致します。お戻りいただき 6 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目、サービス使用料は 1,089 万 1,000 円増となっております。これは、テレビ放送加入者が平成 29 年度より 110 人増の 2,290 人、インターネット加入者が 188 人増の 1,388 人を、それぞれ見込んだものが主な要因となっております。

1 款 2 項 1 目、サービス加入金は、123 万 1,000 円の増額となっております。

2 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は 934 万 4,000 円の減額の 1 億 6,166 万 8,000 円となっております。これは、光ネットワーク使用料の増を見込んだことが主な要因でございます。

2 款 2 項 1 目、財政支援事業基金繰入金は昨年と同額となっており、過疎地域自立促進事業基金繰入金は、基金がなくなったことにより 1,000 万円の減額となっております。

3 款 1 項 1 目、雑入および 4 款 1 項 1 目、繰越金につきましては、昨年と同額となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、議案第 120 号、平成 30 年度黒潮町水道事業特別会計予算について、補足説明を致します。議案書は 252 ページでございます。

予算書の表紙の次に目次を付けていますので、お開きください。

この中で、キャッシュ・フロー計算書、損益計算書、貸借対照表が主要財務 3 表になります。

次に、1 ページをお開きください。

ここには、第 1 条に総則と致しまして、平成 30 年度黒潮町水道事業特別会計の予算は次に定めるところとしております。

第 2 条には、業務の予定量を掲載をしています。

平成 30 年度の給水栓数は 6,249 栓でございます。

年間給水量は 133 万 7,016 立方メートルで、対前年比 2,016 立方メートルの減量でございます。

次に、第3条予算の収益的収入および支出の予定額についてご説明を致します。この予算は、ご家庭に水をお届けするための費用でございまして、給水収益等により運営する予算でございます。

ここでは、収入支出の総額を2億6,843万2,000円にするものでございます。内容につきましては、32ページから40ページの事項別明細書に記載をしています。

なお、事項別明細書につきましては、上水道事業費用分と簡易水道事業費用分に分けて掲載をしています。まず、収入をご説明を致します。32ページをお開きください。

営業収益の給水収益につきましては、平成30年度からの水道料金改定に伴いまして、水道使用料金2億195万1,000円、給水栓6,249栓分を計上をしています。対前年比で1,818万2,000円の増額となっています。

営業外収益の長期前受金戻入につきましては、5,134万4,000円を計上をしています。

続きまして、34ページから40ページの支出について、ご説明を致します。34ページをお開きください。

支出につきましては、例年どおり営業費用においては、水源池施設等の電気料や水質検査手数料、職員の人件費、及び減価償却費等を計上をしております。また、営業外費用においては企業債償還利息を計上をしています。

次に、第4条予算の資本的収入および支出の予定額についてご説明を致します。この予算は、水道施設を整備、改良するための費用で、将来の事業運営を行うための投資的予算でございます。

先に支出からご説明をさせていただきます。最後のページになります、42ページをお開きください。

建設改良費は2億6,829万5,000円を計上しており、対前年比で2,266万8,000円の増額となっています。この主な要因としましては、佐賀簡易水道基幹管路更新工事費の増額によるものでございます。

平成30年度の主な実施事業につきましては、平成29年度に引き続き、佐賀簡易水道の配水管を更新、耐震化する工事、および国道56号大方改良事業に併せて行います、上水道基幹配水管の布設工事でございます。

収入につきましては41ページに記載をしていますので、ご確認をお願い致します。

恐れ入りますが、2ページに戻ってください。

第4条予算では、カッコ書きに記載していますように、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,642万円は、過年度分損益勘定留保資金、および当年度分消費税、および地方消費税資本的収支調整額で補てんを致します。

次に、17ページの水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書についてご説明を致します。

当計算書は、公営企業法改正に伴いまして義務付けられたものでございます。1年間の現金の動きを表したものとなります。

1の業務活動によるキャッシュ・フローは、通常の業務活動の実施に必要な資金の状態を表しております。

18ページをお開きください。

2の投資活動によるキャッシュ・フローは、将来に向けた運営基盤の確立のために行う投資活動に係る資金の状態を表しています。

3の財務活動によるキャッシュ・フローは、増減資による資金の収入、支出および借入、返済による収入、支出など、資金の調達および返済を表しております。

下段の資金期首残高の2億3,250万6,347円は、平成29年度予定貸借対照表、22ページの2行目の現金預金の額となります。

また、資金期末残高の2億6,114万974円につきましては、平成30年度予定貸借対照表の26ページの2行目の現金預金の額となります。

19ページから20ページには、平成29年度および平成30年度の営業収益と営業費用を表しました、予定損

益計算書を記載していますのでご確認をお願い致します。

次に、25 ページからの平成 30 年度予定貸借対照表についてご説明を致します。

固定資産および流動資産の合計は、26 ページの 8 行目、34 億 9,702 万 6,548 円となっています。

負債合計は、27 ページの最後の行になります、28 億 2,557 万 5,994 円となっています。

資本合計は、28 ページの下から 2 行目になります、6 億 7,145 万 554 円となっており、負債と資本の合計が 34 億 9,702 万 6,548 円となりまして、先ほどの資産合計と合致していますので、バランスが取れているということになります。

最後に、29 ページには重要な会計方針に係る事項に関する注記を記載をしています。これは、損益計算書および貸借対照表の作成に当たりまして、その財政状況および経営状況を正しく示すために採用しました会計処理の原則および手続きならびに表示の方法を記載したものでございます。

以上で、議案第 120 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは、議案第 121 号、黒潮町環境ふれあい交流施設に係る指定管理者の指定について、補足説明を致します。議案書の 253 ページをご覧ください。

黒潮町環境ふれあい交流施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、黒潮町環境ふれあい交流施設に係る指定管理者を、下記のとおり指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせる施設は、所在地、幡多郡黒潮町浮鞭字八反芝 953 番 1、名称、黒潮町環境ふれあい交流施設ビオスおおがたでございます。

指定管理者の候補として選定致しました団体の所在地は、幡多郡黒潮町浮鞭 953 番地 1、名称は有限会社ビオス、代表者、代表取締役、土居忠。

指定する期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まででございます。

この施設は、土佐西南大規模公園内の優れた自然景観を有する本町において、観光およびレクリエーション客等の公園利用者の増客により地域間交流の拡大を図り、もって公共の福祉の増進と観光産業の活性化に資するために設置をしております。

従いまして、指定管理者の募集に当たっては、道の駅整備の目的を踏まえ、民間感覚を生かした経営に努め、収益性の確保や高いコスト意識に基づく効率的な運営を行う。

また、町内の商品の供給、販売を主とした管理、運営を基本として行うこと。

さらに、黒潮町内での施設の経済的効用を最大限に発揮するため、町内で調達可能な物品については町内で購入するよう努めることを、運営の基本方針として公募致しました。

その結果、有限会社ビオスから申請がありました。

有限会社ビオスは、当該施設の現在の指定管理者であり、食堂では地域の食材を使用したメニューを提供し、直販所でも地域商品を中心に販売しております。また、地元スタッフが接客することで交流人口の拡大による黒潮町観光の情報発信を行うなど、これまで培ってきたノウハウをさらに発展させ、地域に貢献していただくことが期待できます。

以上、これらを黒潮町公の施設に係る指定管理者選定委員会に諮ったところ、指定管理者候補として有限会社ビオスを選定致しましたので、ご審議をよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

議案第 122 号、黒潮町立佐賀児童館に係る指定管理者の指定について、補足説明をさせていただきます。議案書は 254 ページをお開きください。

黒潮町立佐賀児童館の運営は指定管理者による運営が行われており、平成 25 年 4 月 1 日から指定を開始し、今年の 3 月 31 日をもって指定期間が終了致します。

この選定に当たっては、黒潮町公の施設に係る指定管理者の手続き等に関する条例第 2 条に基づき、指定管理者の公募を行いました。

また、公募期間は平成 30 年 1 月 9 日から平成 30 年 1 月 31 日までとし、申請がありましたのは、特定非営利活動法人はらから、理事、小谷義郎一団体でございました。

これを受けて、平成 30 年 2 月 9 日に、黒潮町公の施設に係る指定管理者の手続き等に関する条例 6 条、および指定選定委員会設置要綱に基づき委員会を開催し、応募のあった一団体を慎重に審査致しました。

その結果、特定非営利活動法人はらからは、これまでも指定管理者としての実績があり適切な運営なされていること、また、地域貢献、地域雇用ができており事業計画も適切であり、指定管理者候補として適当であると判断致しました。

従いまして、高知県幡多郡黒潮町佐賀 3120 番地 2、特定非営利活動法人はらから、理事、小谷義郎を指定管理者候補として選定をいたしましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものです。

指定期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 の 3 月 31 日までの 5 年間です。

以上で、議案第 122 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは最後になりました、議案第 123 号、黒潮町水産加工施設に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。議案書は 255 ページをお開きください。

黒潮町水産加工施設に係る指定管理者の指定について、幡多郡黒潮町黒潮一番地、株式会社明神フーズ代表取締役、明神正一を指定管理者候補として選定いたしましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定する期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 カ年であります。

次に、指定管理者の選定理由について報告致します。

（株）明神フーズは、前指定管理者である森下商店の商号変更、平成 26 年 6 月 2 日登記に伴い、その操業を継承し、創意工夫に基づき安全で安心な地域産品を全国に向けて加工販売し、地域貢献、地域雇用が図られている会社であります。

旧魚醤油製造施設として活用していた当該施設は前回の公募で指定管理の選定を行っていますが、既に老朽化の進んでいる当該施設を活用し続けられるのは企業側の設備更新、拡充に対する多額の金銭的負担および経営的努力によるものであります。

また、営業収益も年々上がっており、地域雇用と安定的な運営が期待されます。

以上のことから、株式会社明神フーズを、当該施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できる指定管理者

の候補者として選定するものであります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ただ今議題となっております議案に対する質疑および委員会付託につきましては、3月12日に行うことと致します。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

散会時間 16時 47分